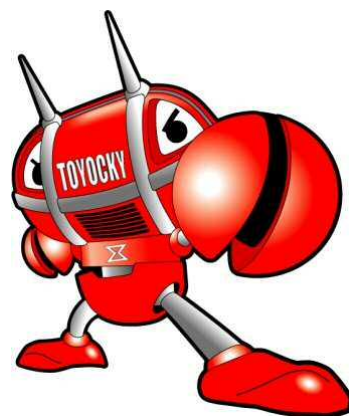


豊橋市教育振興基本計画
改訂版

豊橋市教育委員会

豐橋市教育振興 基本計畫改訂版

2016—2020



ごあいさつ

未曾有の大災害となった東日本大震災から5年目の春を迎えました。当時を思い起こしたとき、今でも鮮明に覚えているのは、混乱の中での秩序と礼節、悲劇に直面しても冷静さと助け合いの気持ちを失わない人々の姿でした。ここに日本人の精神性が表れています。

教育は未来への準備です。次代を担う子どもたちが豊かな精神性をもって生きていくための教育のあり方が問われているような気がしてなりません。

豊橋市は約38万の人口を抱える中核市です。都市として発展する一方で、温暖な気候と豊かな自然に囲まれ、昔ながらの人と人との関わりを大切にしようという気風が残るまちでもあります。

こうした土壌のうえに、本市では「学校を核とした地域ぐるみの教育システム」を基盤とし、輝きとたくましさを備えた子どもが育つまちづくりをすすめてきました。各小中学校においては、学校・家庭・地域がともに力を合わせ、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに取り組み、子ども一人ひとりが大切にされる教育を推進しています。今後もこのシステムを基盤に、やがては、全ての市民がそれぞれの地域や年代、一人ひとりのニーズに応じた学びを自由に選択していける教育環境を構築していきたいと考えています。

さらに、急速に変化する時代に応じた資質・能力を意図的・計画的に育成していくことも急務です。このような「時代に対応した教育」に関しても、本市でこれまで取り組んできた内容に加えてより一層の充実を図っていきます。




さて、この度、平成23年度から10年間の計画期間となっている「豊橋市教育振興基本計画」に中間見直しをかけ、今後5年間の羅針盤となる「改訂版」を策定いたしました。この基本計画をもとに、豊橋市の教育改革をさらに進めてまいりたい所存です。

最後になりましたが、豊橋市教育振興基本計画改訂版の策定にあたり、ご尽力いただいた策定会議委員の皆様をはじめ関係各位に厚くお礼を申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い致します。

平成28年3月

豊橋市教育委員会教育長
加藤 正俊

—— 目 次 ——

	第1章 計画の改訂にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 計画改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1 教育行政の一般方針の理念と目標・・・・・・・・	5
	2 教育の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) めざす人物像	
	(2) めざす教育	
	3 計画の基本政策・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4 政策の体系とアクションプラン・・・・・・・・	10
	(1) 政策の体系	
	(2) アクションプラン	
	第3章 基本政策と取組みの基本方針・・・・・・・・	12
	基本政策1 学校教育の推進・・・・・・・・	13
	(1) 「この子の輝く学び」の創造	
	(2) 子どもの心と体の健康増進	
	(3) 特色ある学校づくりの推進	
	(4) 教職員の力量向上	
	(5) 教育環境の整備・充実	
	(6) 市立の強みを活かした教育の推進	
	基本政策2 生涯学習の推進・・・・・・・・	18
	(1) 生涯学習機会の充実	
	(2) 地域における生涯学習活動への支援	
	(3) 図書館の充実	
	基本政策3 生涯スポーツの推進・・・・・・・・	22
	(1) スポーツ活動への参加促進	
	(2) 競技者を支える環境づくり	
	(3) スポーツ環境の整備充実	
	(4) スポーツ大会誘致の推進	

基本政策4	子ども・若者の健全育成・・・・・・・・・・	25
	(1) 青少年健全育成活動の支援・推進	
	(2) 困難を抱える子ども・若者への支援の充実	
	(3) 子ども・若者の居場所づくりの推進	
基本政策5	芸術文化の振興・・・・・・・・・・	28
	(1) 個性あふれる芸術文化の展開	
	(2) 芸術文化活動の推進	
	(3) 美術博物館の充実	
基本政策6	科学教育の振興・・・・・・・・・・	31
	(1) 科学教育環境の充実	
	(2) 自然科学を学ぶ機会の充実	
基本政策7	文化財の保護と歴史の継承・・・・・・・・・・	34
	(1) 歴史資源の保存と活用	
	(2) 文化財保護活動の担い手の育成	

第4章 アクションプラン・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

基本政策1	学校教育の推進・・・・・・・・・・	38
■ 方針1-1	生きる力の基盤となる学力と体力の向上	
■ 方針1-2	いのちを尊び、自他を慈しむ豊かな心の育成	
■ 方針1-3	時代に対応した教育の充実	
■ 方針1-4	個に応じた教育の推進	
■ 方針1-5	教職員研修の充実	
■ 方針1-6	地域に根ざした学校経営の推進	
■ 方針1-7	食育・食農教育の推進	
■ 方針1-8	幼保小・小中高連携教育の推進	
■ 方針1-9	安全・安心なゆとりある教育環境の充実	
■ 方針1-10	豊橋高等学校・家政高等専修学校における特色ある教育活動の推進	
■ 方針1-11	くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進	
基本政策2	生涯学習の推進・・・・・・・・・・	46
■ 方針2-1	地域の教育活動の推進	
■ 方針2-2	家庭の教育力の向上	
■ 方針2-3	快適で利用しやすい図書館環境整備	
■ 方針2-4	新たな図書館利用者の開拓	


<p>基本政策 3</p> <p>■ 3-1</p> <p>■ 3-2</p> <p>■ 3-3</p> <p>■ 3-4</p> <p>基本政策 4</p> <p>■ 4-1</p> <p>■ 4-2</p> <p>■ 4-3</p> <p>基本政策 5</p> <p>■ 5-1</p> <p>■ 5-2</p> <p>■ 5-3</p> <p>基本政策 6</p> <p>■ 6-1</p> <p>■ 6-2</p> <p>基本政策 7</p> <p>■ 7-1</p> <p>■ 7-2</p>	<p>生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・ 49</p> <p>総合型地域スポーツクラブの拡充</p> <p>競技力向上の推進</p> <p>スポーツ施設の計画的な改修・整備</p> <p>ハイレベルな試合の誘致・開催</p> <p>子ども・若者の健全育成・・・・・・・・ 52</p> <p>子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実</p> <p>自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実</p> <p>放課後児童の居場所づくりの推進</p> <p>芸術文化の振興・・・・・・・・・・ 54</p> <p>プラットを核とした芸術文化の展開</p> <p>郷土芸術文化の普及・育成</p> <p>子どもが優れた芸術文化に接する機会の提供</p> <p>科学教育の振興・・・・・・・・・・ 56</p> <p>体験型科学教育の推進</p> <p>二川地域の社会教育施設との連携による科学教育事業の推進</p> <p>文化財の保護と歴史の継承・・・・・・・・ 58</p> <p>地域と一体となった二川宿のPR行事の開催</p> <p>文化財保護に伴う普及活動の充実</p>	<p>49</p> <p>52</p> <p>54</p> <p>56</p> <p>58</p>
<p>第5章</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>計画の推進にあたって・・・・・・・・・・ 60</p> <p>推進体制・・・・・・・・・・ 60</p> <p>効果の検証・・・・・・・・・・ 60</p>	<p>60</p> <p>60</p> <p>60</p>

* のマークをつけた用語は、「用語の説明」として掲載しています。

資料編

I	豊橋市の基本データ	
1	総人口及び外国人登録者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	62
2	65歳以上人口及び高齢化率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	63
3	15歳未満人口及び15歳未満人口率の推移・・・・・・・・・・	64
4	世帯数と平均世帯人員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
5	世帯類型別世帯数の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
II	政策別データ	
1	学校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	(1) 保育所の概況	
	(2) 幼稚園の概況	
	(3) 認定こども園の概況	
	(4) 小中学校の概況	
	(5) 高等学校等の概況	
	(6) 公立小中学校年齢別教員数の推移	
	(7) 外国人児童生徒の推移	
	(8) 発達障害児童生徒の実態	
	(9) 生活保護実施状況	
	(10) 児童生徒の不登校出現率	
	(11) 小学生の体力	
	(12) 教育相談	
	(13) 教員研修	
	(14) 地域教育ボランティア	
	(15) 食育・食農教育	
	(16) 市立学校の卒業率	
	(17) 市立学校の進学・就職率	
2	生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	(1) 市民館利用状況	
	(2) 青少年教育施設利用状況	
	(3) 地域の教育活動事業	
	(4) 家庭教育事業	
	(5) 図書館利用状況	
	(6) 図書館入館者数等	

3	生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	(1) 週1回以上運動を行っている市民の割合	
	(2) 体育施設等利用状況	
	(3) スポーツ指導者の養成	
	(4) 総合型地域スポーツクラブ	
	(5) 国際・全国大会出場状況	
	(6) ハイレベルな試合誘致数	
4	子ども・若者の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	(1) 非行防止啓発活動	
	(2) 相談事業	
	(3) 児童クラブ数・児童クラブ登録児童数	
5	芸術文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	(1) 文化施設利用者数	
	(2) 芸術文化に関する普及・育成事業参加者数	
	(3) 美術博物館利用状況	
	(4) 美術博物館への各種入場者数	
6	科学教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	(1) 自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センター の利用状況	
	(2) 自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センター の教育普及活動（学習教室等）の参加者数	
	(3) 出前授業・実験ショーの参加者数	
	(4) 二川地域の社会教育施設の利用者数	
7	文化財の保護と歴史の継承・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	(1) 二川宿本陣資料館入館利用状況	
	(2) 文化財保護活動等参加者数	
	(3) 指定・登録文化財件数	
Ⅲ 用語の説明、関係法令ほか		
1	用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	80
2	関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	(1) 教育基本法	
	(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
3	豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議設置要綱・・・・・・・・	86
4	豊橋市教育振興基本計画改訂版策定経過・・・・・・・・	90



第1章 計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

改正教育基本法では、地方公共団体はその地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画を定めることを努力義務として規定しています。

本市では、この規定を受けて、本市の教育行政の指針となる教育の方向性を明らかにし、その実現に向けた政策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に「豊橋市教育振興基本計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

しかしながら、現在は、本計画を策定した平成23年当時と比べ、長引く少子化・高齢化の進行により、人口減少社会が現実のものとなるなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変わってきました。

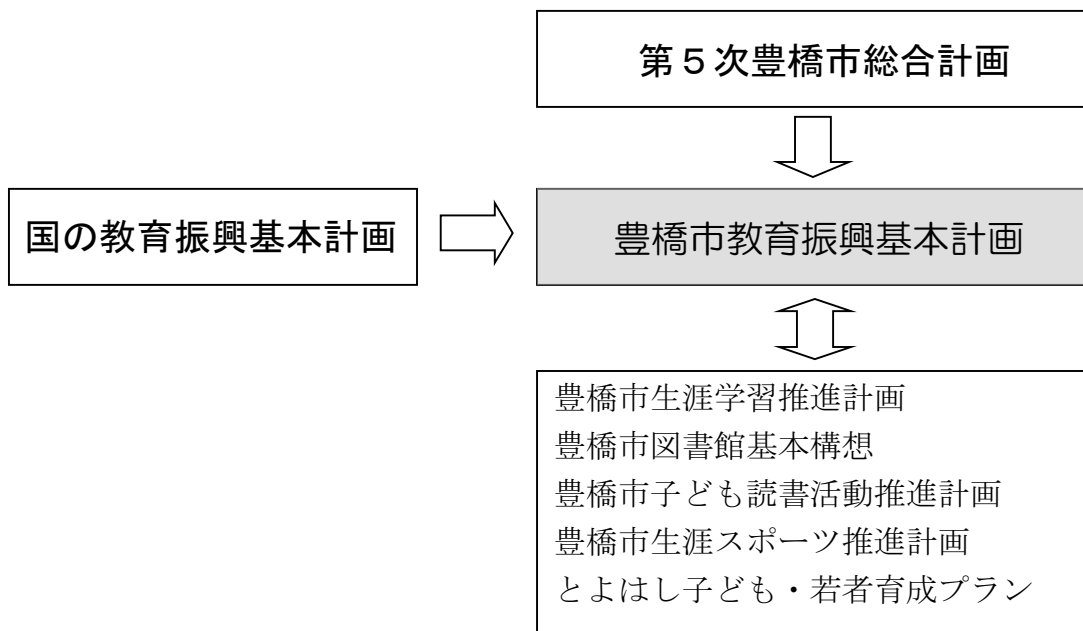
教育行政に関しても、様々な制度改革が進められてきました。学校教育においては「学習指導要領」*の改訂が行われ、教育内容の充実、授業時間数の増加、生きる力を育むための学校・家庭・地域の連携の重要性等が示されています。また、教育委員会制度改革により、首長と教育長・教育委員との協働連携体制が一層求められています。さらに、子ども・子育て関連3法の成立により、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが求められています。

本計画は、策定から5年が経過するため、上記の状況を踏まえ、前期5年間の施策についての成果と課題を整理し、今後5年間の取組みにふさわしいものとなるよう、中間見直しを行い、「豊橋市教育振興基本計画【改訂版】」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、改正教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として、また、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画とし、その教育分野をより具体化したものとして位置づけます。

また、教育の個別部門における計画である「豊橋市生涯学習推進計画」、「豊橋市図書館基本構想」、「豊橋市子ども読書活動推進計画」、「豊橋市生涯スポーツ推進計画」、及び「とよはし子ども・若者育成プラン」との連携を図りながら、総合的かつ一体的に教育振興を推進していくものです。



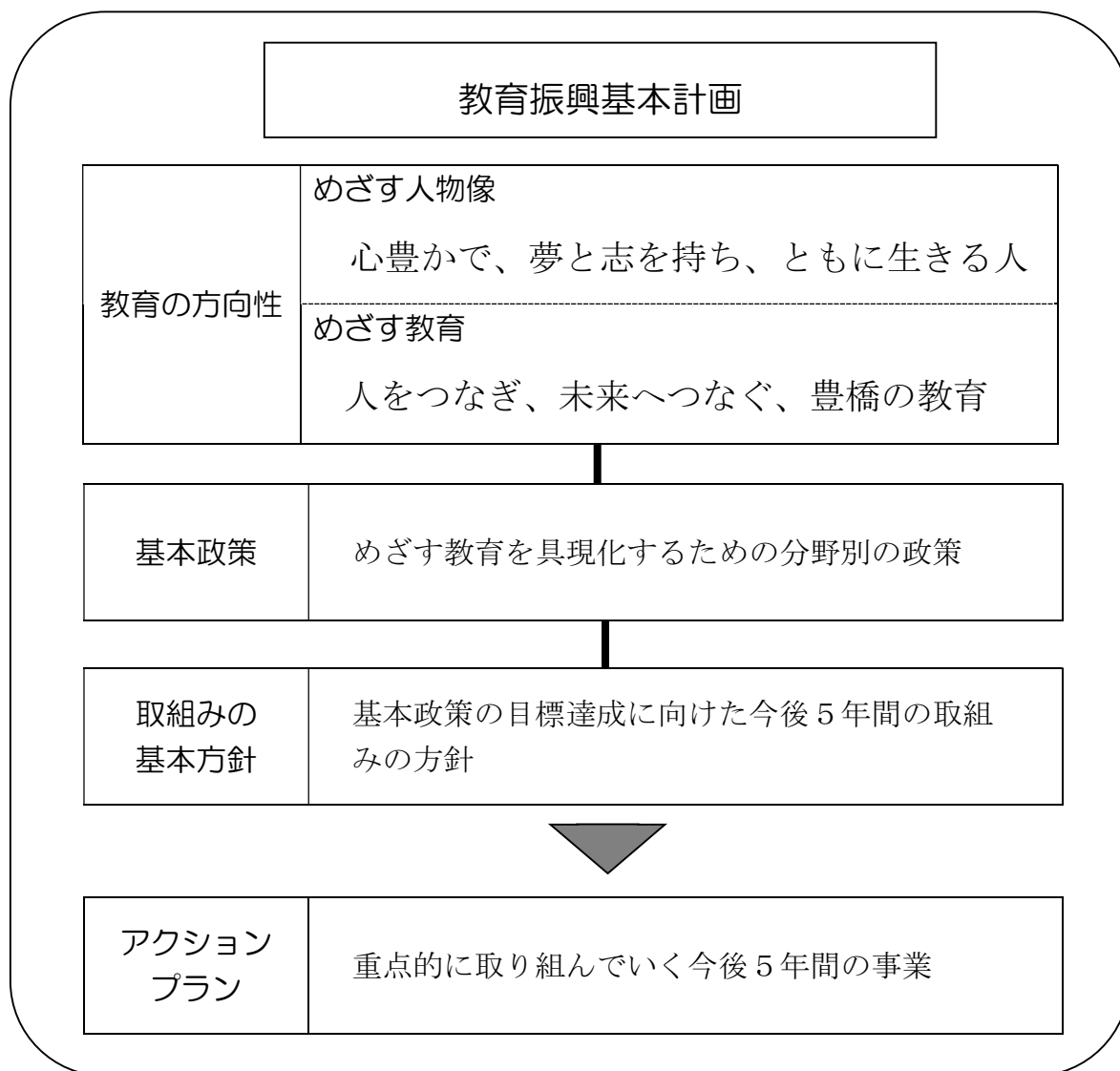
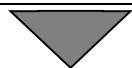
3 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、当該期間の後期開始時にあたる平成28年度から平成32年度までの5年間は改訂版としての期間です。

4 計画の構成

本計画は、「教育行政の一般方針」の理念と目標をもとに10年間（平成23年度～32年度）の教育の方向性と、それに基づく7つの基本政策を示すとともに、今後5年間の「取組みの基本方針」、及び、重点的に取り組む「アクションプラン」を示すものです。

教育行政の一般方針 理念と目標	本市教育行政を推進する上で、常に中心となる「理念」と5つの「目標」
--------------------	-----------------------------------





第2章 計画の基本的な考え方

1 教育行政の一般方針の理念と目標

本市では、教育行政を推進する上で常に中心となる「理念」と5つの「目標」を、「教育行政の一般方針」として定めています。昭和60年に制定した「教育行政の一般方針」は、時代を越えて変わらない「理念」を掲げ、時代とともに「目標」の見直しを行いながら、現在まで引き継がれています。

<教育行政の一般方針>

■理念

教育は、人格の形成を目指すものであり、個人の特性に応じて、その成長発達を助け心身ともに健康で個性豊かな調和のある人間を育成し、社会の発展に寄与するものである。

この教育理念のもと次の目標を掲げ、教育行政を推進します。

■目標

- 1 知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るため、教育条件の整備・充実と学校教育の適正な管理運営に努める。
- 2 次代を担う健全な子ども・若者を育成するため、家庭・地域・学校及び関係機関が密接に連携し、健全育成活動と包括的な支援を積極的に推進する。
- 3 社会教育の重要性を認識し、明るく、豊かな地域づくり、人づくりを推進するため、あらゆる機会・場所を利用して家庭の教育力の向上に努めるとともに、学校・地域と連携しながら生涯学習の振興に努める。
- 4 市民が心身ともに健康で活力ある生活を営んでいくため、スポーツ事業を積極的に推進する。
- 5 やすらぎとゆとりある豊かな生活の向上を図るため、文化活動の積極的な推進、自然科学教育の振興及び文化財保護強化に努める。

2 教育の方向性

本計画では、「教育行政の一般方針」の理念と目標をもとに、10年間の教育の方向性として、「めざす人物像」と「めざす教育」を次のとおり定めています。

(1) めざす人物像

心豊かで、夢と志を持ち、ともに生きる人

今、時代に翻弄ほんろうされることのない確かな人づくりが求められています。社会の変化に柔軟に対応しつつも、しっかりとした自らの夢と志を持ち、目標の実現に向かって着実に努力していく人の育成です。このようなたくましさを持った人を育てるためには、生きるための強い心や他を思いやる優しい心など豊かな人間性もバランスよく育んでいく必要があります。また、一人でできることは限られています。まわりの人や社会に自ら働きかけるという経験を積み重ねていき、人と人とのつながりの中でともに生きながら、人としての生き方を学んでいく力も大事になります。

そこで本市では、「心豊かで、夢と志を持ち、ともに生きる人」をめざす人物像として掲げ、次の4点をめざす姿としています。

- ・自然界にあるすべてのかけがえのない「いのち」を大切にする
- ・思いやりの心と健康な体を持って、自らの夢の実現に向かって努力する
- ・豊橋を愛し、互いに支え合い協力しながら地域文化の継承と発展に尽くす
- ・互いに信頼し尊重しあう心を持ち、世界に視野を広げて未来に貢献する

(2) めざす教育

人をつなぎ、未来へつなぐ、豊橋の教育

めざす人物像の具現化に向け、本市では、めざす教育として「人をつなぎ、未来へつなぐ、豊橋の教育」を掲げ、人と人とのつながりを大切にする仕組みを基盤とした教育に取り組んでいきます。

■人をつなぐ

人々の生活様式の変化がもたらした家庭や地域社会の人間関係の希薄化は、教育にとっても大きな課題となっています。人はまわりの人や社会に自ら働きかけ、逆にそこから多くの影響を受けるという経験を積みながら自分なりの生き方を学んでいきます。多様な考えや経験を持つ人間同士のかかわりがあるからこそ、人としての豊かな人間性や社会性は培われていくのです。

本市は、様々な文化や多様な価値観を持つ人々が共生するまちです。その多様さを本市の良さとして活かすためにも、家庭や地域社会の人と人との関係を今一度問い直し、それぞれの強い信頼関係を築き上げながら教育活動を展開していくことが重要だと考えています。身近な地域社会の人と人をつなぐ力を見直し、互いに認め合い、かかわり合い、支え合いながら学んでいける体制づくりの中で、子ども一人ひとりが個性と可能性を伸ばし、若者や大人になっても心身ともに健康で自立した個人として成長し続けることを期待するものです。

■未来へつなぐ

本市の学校現場ではすでに、子ども一人ひとりの輝きを引き出す教育創造のために人をつなぐ取組みを始めています。「学校を核とした地域ぐるみの教育」として、学校が家庭や地域とともに学びの場を創り上げようとするその取組みは、今着実に成果をあげつつあります。

様々な人がともに暮らす地域では、このような人のつながりを大切にする仕組みが、地域の更なる活性化を生み出します。そして、この仕組みを基盤とする教育システムが機能する中で育った子どもは、やがて地域の新たな担い手となって活躍し、身につけた知識や能力を地域に還元するようになるでしょう。

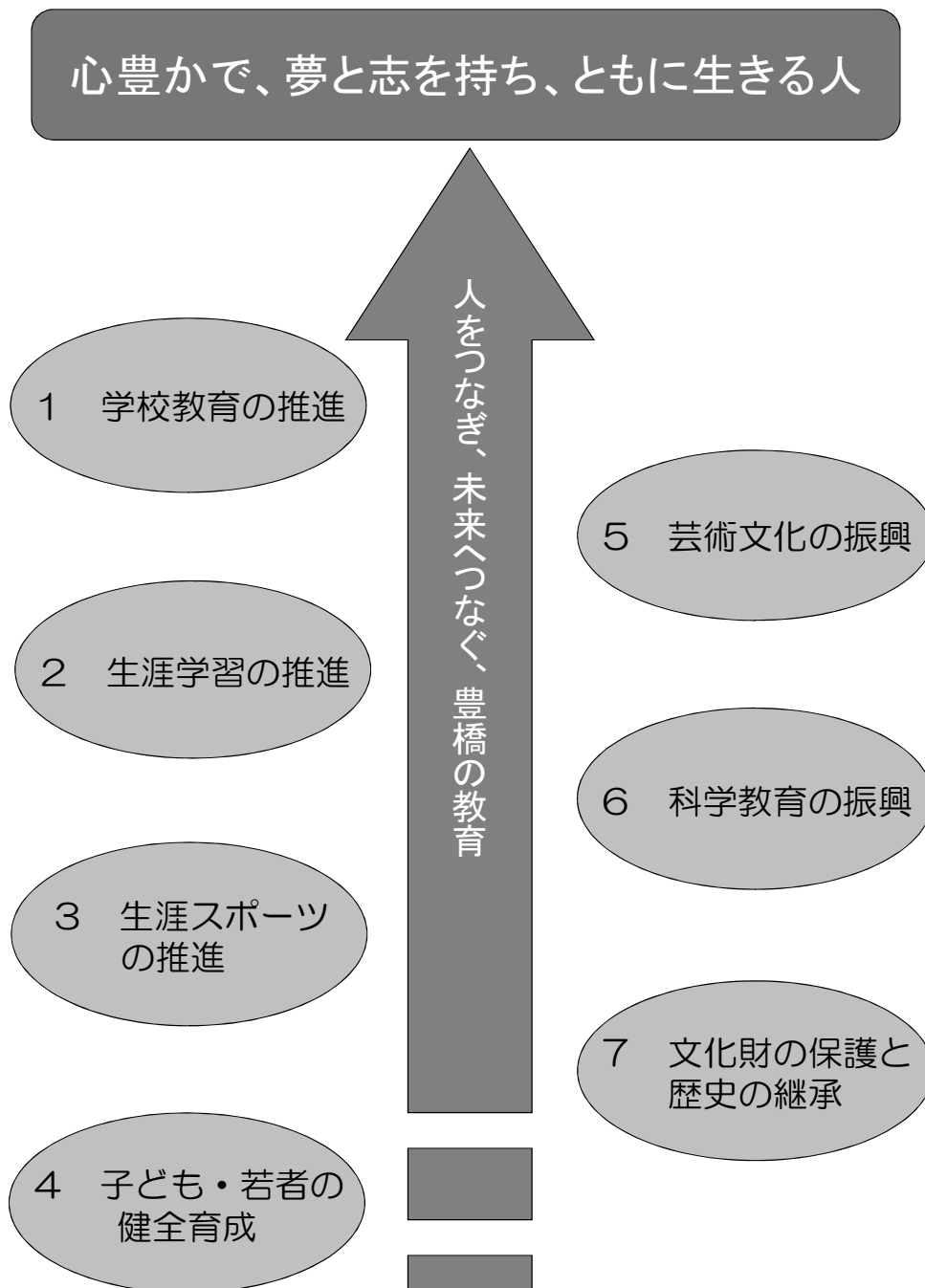
そんな社会の一員として十分力を発揮できるようになった若者たちの中には、学んだ成果をより広く活かそうと、他都市や世界に目を向けて羽ばたいていく者も出てくるに違いありません。

「人をつなぎ、未来へつなぐ、豊橋の教育」は、弓張山地、豊川、三河湾、表浜海岸などの豊かな自然、鬼祭りや手筒花火など地域で脈々と受け継がれている伝統、芸術・文化を未来へ引き継ぎながら、豊橋を更なる明るい未来へとつないでくれることでしょう。



3 計画の基本政策

「めざす人物像」の具現化に向けた「めざす教育」を受け、10年間を通じて取り組む7つの「基本政策」を定めています。



4 政策の体系とアクションプラン

(1) 政策の体系

本計画では、基本政策として7つの柱を掲げ、その目標達成に向けた方針を「取組みの基本方針」として定めます。

基本政策

取組みの基本方針

1 学校教育の推進

- (1) 「この子の輝く学び」の創造
- (2) 子どもの心と体の健康増進
- (3) 特色ある学校づくりの推進
- (4) 教職員の力量向上
- (5) 教育環境の整備・充実
- (6) 市立の強みを活かした教育の推進

2 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 地域における生涯学習活動への支援
- (3) 図書館の充実

3 生涯スポーツの推進

- (1) スポーツ活動への参加促進
- (2) 競技者を支える環境づくり
- (3) スポーツ環境の整備充実
- (4) スポーツ大会誘致の推進

4 子ども・若者の健全育成

- (1) 青少年健全育成活動の支援・推進
- (2) 困難を抱える子ども・若者への支援の充実
- (3) 子ども・若者の居場所づくりの推進

5 芸術文化の振興

- (1) 個性あふれる芸術文化の展開
- (2) 芸術文化活動の推進
- (3) 美術博物館の充実

6 科学教育の振興

- (1) 科学教育環境の充実
- (2) 自然科学を学ぶ機会の充実

7 文化財の保護と歴史の継承

- (1) 歴史資源の保存と活用
- (2) 文化財保護活動の担い手の育成

(2) アクションプラン

7つの基本政策ごとに「取組みの基本方針」を踏まえた今後5年間で重点的に取り組む事業として「アクションプラン」を定めます。

アクションプラン

- 生きる力の基盤となる学力と体力の向上
- いのちを尊び、自他を慈しむ豊かな心の育成
- 時代に対応した教育の充実
- 個に応じた教育の推進
- 教職員研修の充実
- 地域に根ざした学校経営の推進
- 食育・食農教育の推進
- 幼保小・小中高連携教育の推進
- 安全・安心なゆとりある教育環境の充実
- 豊橋高等学校・家政高等専修学校における特色ある教育活動の推進
- くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

- 地域の教育活動の推進
- 家庭の教育力の向上
- 快適で利用しやすい図書館環境整備
- 新たな図書館利用者の開拓


- 総合型地域スポーツクラブの拡充
- 競技力向上の推進
- スポーツ施設の計画的な改修・整備
- ハイレベルな試合の誘致・開催

- 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実
- 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実
- 放課後児童の居場所づくりの推進

- プラットを核とした芸術文化の展開
- 郷土芸術文化の普及・育成
- 子どもが優れた芸術文化に接する機会の提供

- 体験型科学教育の推進
- 二川地域の社会教育施設との連携による科学教育事業の推進

- 地域と一体となった二川宿のPR行事の開催
- 文化財保護に伴う普及活動の充実



第3章 基本政策と取組みの基本方針

「基本政策」に基づき、その目標達成に向けた今後5年間の「取組みの基本方針」を次のとおり定めます。

推進にあたっては、学校、家庭、地域の横の連携や世代間の縦の接続の強化、豊かな人間性を育てる「ほんもの体験活動」の重視という3つの視点を持ちつつ、関係部局と連携する中で取り組んでいきます。

基本政策 1 学校教育の推進

学校教育は、子どもが生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる「生きる力」を養うものです。

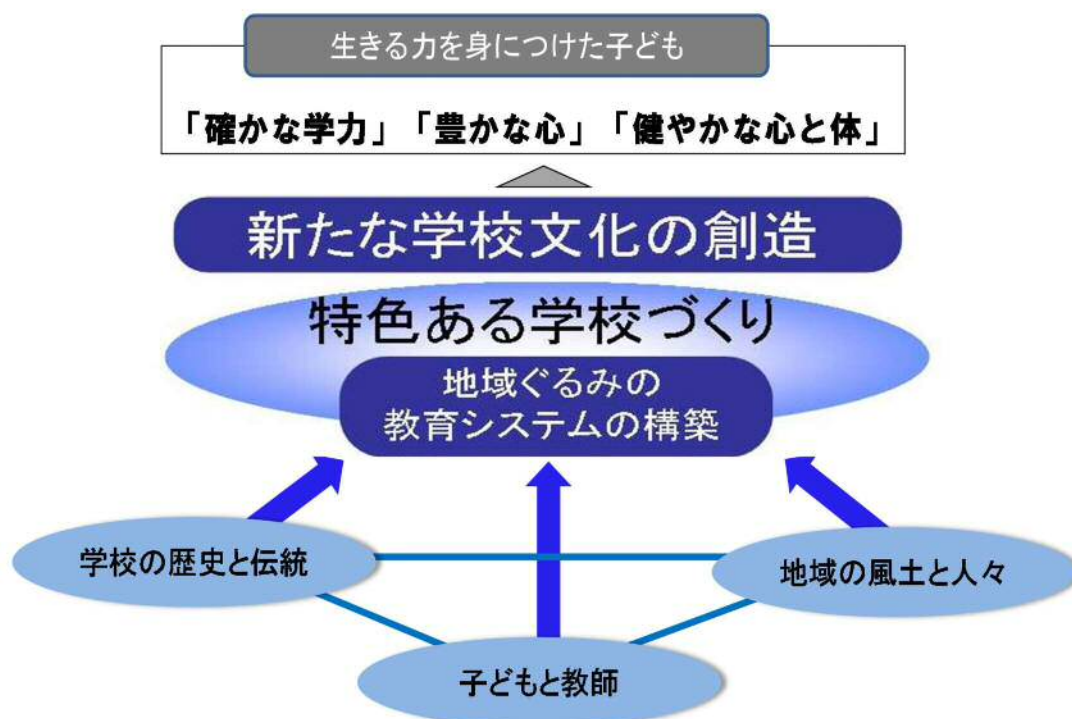
そのため、本市では、「子どもと教師」、「学校の歴史と伝統」、「地域の風土と人々」によって育まれてきた、かつての学校独特の文化の再生に、時代に適応した今日的な理想像を加えた「新たな学校文化の創造」を掲げ、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域、家庭と一体になった地域ぐるみの教育システムを構築しようと進めています。

こうした取組みの中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな心と体」を柱に掲げ、「生きる力を身につけた子ども」を育みます。

「学校教育の推進」について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 学校が核となる地域ぐるみの教育体制（教育システム）が構築され、生きる力を身につけた子どもが育っている

■ これからの「学校教育の推進」のイメージ



◆ 指標

学校評価*における「確かな学力の保障」の項目がAランクに評価された小中学校の割合	【参考値】 43.1% (平成 26 年度) 【目標値】 50%
学校評価における「豊かな心の育成」の項目がAランクに評価された小中学校の割合	【参考値】 53.6% (平成 26 年度) 【目標値】 60%
学校評価における「健やかな体の育成」の項目がAランクに評価された小中学校の割合	【参考値】 58.3% (平成 26 年度) 【目標値】 65%
学校評価における「家庭や地域との連携」の項目がAランクに評価された小中学校の割合	【参考値】 57.1% (平成 26 年度) 【目標値】 65%
豊橋高等学校・家政高等専修学校の卒業率 (卒業生数/入学者数)	【実績値】 72.1% (平成 26 年度) 【目標値】 80%

※表中の【目標値】は、平成 32 年度のものとして表記しています。(以下同様)

◆ 現況と課題

- ・平成 27 年度、地域の教育の課題やあるべき姿の共有、民意を反映した教育行政の推進のために、総合教育会議*を設置しました。
- ・アジア系外国人の増加により、子どもの多国籍化・多言語化に対応する体制づくりが必要となっています。
- ・家庭や地域の教育力の低下が子どもに影響を及ぼし、子ども同士の人間関係にも新たな課題を生み出しています。
- ・いじめや暴力行為等の問題行動を未然に防ぐ取組みを促進する必要があります。
- ・不登校児童生徒の低年齢化、不登校状態の長期化に対して、早期対応とともに専門機関と連携した取組みを充実させる必要があります。
- ・選挙権年齢を満 18 歳以上に引き下げる公職選挙法改正法が成立し、新たに有権者となる若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育む教育の必要性がさらに高まっています。
- ・学校環境の適切な衛生管理や健康診断の実施により、子どもの健康保持に努めています。
- ・増加する発達障害児童生徒に対応する支援員の増員が必要となっています。

- ・地産地消を取り入れた安全・安心な学校給食の提供に力を入れています。
- ・地域での付き合いが少なくなり、郷土に対する愛着が希薄化しています。子どもが郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持つことができるよう、郷土学習の推進が必要となっています。
- ・地域教育ボランティア制度*を活用し、地域で子どもを育てる風土づくりの推進が必要となっています。
- ・経済的な理由による就学困難家庭が増加しており、支援を強化する必要があります。
- ・教職員の多忙化解消のための環境づくりを進めることにより、子どもと向き合う時間を十分に確保する必要があります。
- ・平成 27 年 4 月にくすのき特別支援学校を開校し、東三河地域の知的障害のある子どもの教育機会の充実を図りました。
- ・社会環境の変化などを背景として、多様な動機や学習歴を有する子どもに対し、特色ある教育を行っている豊橋高等学校や家政高等専修学校のニーズが近年ますます高まっています。
- ・少子化や人口減少時代における学校のあり方についての検討が必要となっています。

◆ 取組みの基本方針

(1) 「この子の輝く学び」の創造

子どもの一人ひとりを「この子」と呼べるほどに身近に引き寄せ、「この子」の伸びようとする芽をとらえ、可能性を引き出す教育を目指します。そのためには、「個に応じたきめ細かな教育」をより一層充実させるとともに、「時代の要請に応じた教育」への取組みにも力を入れていきます。

「個に応じたきめ細かな教育」においては、子どもの確かな学力やたくましく生きるための体力を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進します。また、いのちを大切に、思いやりあふれる子どもを育むための道徳教育や人権教育を推進するとともに、不登校や発達障害、外国人児童生徒等、特別な配慮が必要な子どもに対する支援など、個の特性に応じた教育を推進します。

さらに、未来を生き抜く力のある子どもを育成するため、グローバル教育*、英語教育、キャリア教育*、環境教育及びICTを活用した教育など、「時代の要請に応じた教育」を充実します。加えて、子どもの発達段階に応じ、学びのつ

なごりを重視した系統的な教育を推進するため、小中一貫教育*をはじめ、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校及び高等学校をつなぐ、校種を越えた連携教育に取り組みます。

（２）子どもの心と体の健康増進

子どもが学校生活に必要な健康の保持・増進を図ることができるよう、健康診断の実施による疾病の早期発見・早期治療を推進します。また、基本的な生活習慣の育成とともに、子どもの体力向上を目指した学校体育の充実と心の健康づくりに対する取組みの充実を図ります。さらに、アレルギー疾患を有する子どもが安心して学校生活を過ごすための環境づくりを推進していきます。

加えて、給食時間での食育指導を継続的に実施していくとともに、地産地消や体験を通して食と農について学ぶ食農教育*を推進します。

（３）特色ある学校づくりの推進

地域で子どもを育てる風土づくりを推進し、子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校が保護者、地域住民と手を携え、それぞれの地域の歴史、文化などを踏まえた特色ある教育活動を展開します。

そのために、地域教育ボランティア制度や地域の教育資源を活用した郷土学習、ESD*・ユネスコスクール*を推進するとともに、自主・自律を目指した学校経営と学校独自の教育課程の充実を図ります。

（４）教職員の力量向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、個の可能性を引き出すため、教職員の力量向上に向けて、熱意と愛情を持って子どもに接することのできる専門性の高い人材の育成を図ります。

そのために、教職経験や職務に応じた研修、授業力向上や今日的な教育課題に応じた研修、教員同士が学び合う校内研修など、教職員一人ひとりの力量向上に向けての研修の充実を図るとともに、教職員個々の能力を発揮できる人事交流を推進します。

（５）教育環境の整備・充実

すべての子どもが経済的不安を抱かずに学ぶことができるよう、就学援助や私学助成などの支援の充実を図るとともに、豊かな学びを確保するため、安全で快適な学習環境の充実や、施設・設備の整備を計画的に行います。

また、教職員の多忙な状況を解消し、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保する環境づくりを進めます。

さらに、良好な学習環境の確保や地域コミュニティ*の拠点として学校が果たす役割を踏まえ、人口減少時代における学校のあり方についての検討を進めます。

（６）市立の強みを活かした教育の推進

地域社会に求められる人材を育成するとともに、様々な事由による学び直しの場としての教育機会を確保するため、豊橋高等学校、家政高等専修学校において、市立の強みや学校の特長を活かし、小中学校からのつながりのある教育や、一人ひとりに対するきめ細かなキャリア教育を推進します。

また、平成 27 年度に開校したくすのき特別支援学校においても、学校の特長を活かした魅力ある教育の実現と、社会自立に向けた出口支援としての体制づくりに努めます。さらに、特別支援教育の充実を図るため、市内小中学校へのセンター的機能を活かす取組みを充実させます。



■ 530（ゴミゼロ）活動を行うくすのき特別支援学校の生徒

基本政策 2 生涯学習の推進

一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習の機会を充実させ、その学習成果を活用することで、家庭及び地域の教育力の向上を目指すとともに学校、家庭、地域が連携した社会全体の教育力の向上を図っていきます。

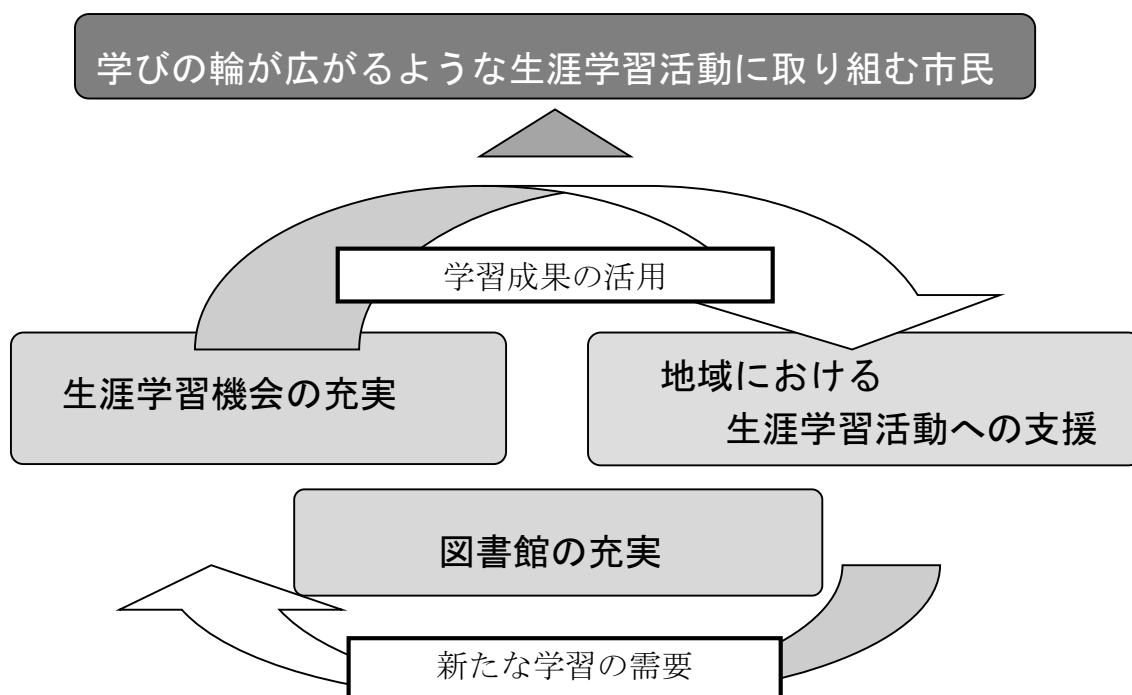
また、地域の指導的立場となる人材の育成を行いながら、地域の大人が持っている知識、経験などを地域の子どもへ伝える活動を支援することにより、新たな学習の需要を生み出す生涯学習環境の構築を図ります。

さらに、図書館においては、利用者の視点に立ったサービスを充実するために、最新の情報の発信や様々な資料の収集に努め、人が集い活力や生きがいを育み、地域の文化を高める場となるような整備に取り組んでいきます。

生涯学習の推進について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 市民自ら学ぶ環境が整えられ、学びの輪が広がるような生涯学習活動が活発に行われている

■ これからの「生涯学習の推進」のイメージ



◆ 指標

地域の教育活動事業への参加者数	【実績値】	24,464 人	(平成 26 年度)
	【目標値】	28,000 人	
図書館の年間入館者数	【実績値】	638,866 人	(平成 26 年度)
	【目標値】	1,100,000 人	

◆ 現況と課題

- ・ 大学や東三河の市町村と連携し、市民ニーズに対応した生涯学習講座を提供しています。
- ・ 生涯学習社会の進展に伴い、あらゆる世代を対象とする市民生活に即した多様な学習機会の充実が必要となっています。
- ・ 南部地域の生涯学習の拠点となる複合施設（南稜地区市民館、大清水図書館、大清水窓口センター）として、平成 27 年 4 月に大清水まなび交流館を開館しました。
- ・ 平成 25 年度の施設リニューアルオープンにあわせ、アイプラザ豊橋に生涯学習機能を整備しました。
- ・ 地域の教育力を持続的に向上させるため、市民が自ら学んだ成果を地域の様々な教育活動に還元する仕組みづくりが求められています。
- ・ 家庭の教育力の向上のため、子育て支援の関係機関と連携しながら、家庭教育の充実を図る必要があります。
- ・ スマートフォン・タブレット端末等の情報メディアが急速に普及し、若年層を中心とした「読書離れ」が進んでいます。
- ・ 全国的に図書館利用者が減少しており、市民ニーズに対応した柔軟なサービスの提供と気軽に利用できる環境の整備が必要となっています。

◇◆ 部門の計画 ◆◇

豊橋市生涯学習推進計画

豊橋市図書館基本構想

豊橋市子ども読書活動推進計画

◆取組みの基本方針

（１）生涯学習機会の充実

生涯学習機会の充実を図るため、あらゆる世代の生活課題に対応した各種生涯学習講座など、実生活に即した多様な学習機会を地域の生涯学習拠点施設である市民館などで提供します。

その上で、市民一人ひとりが生涯を通じて自ら学ぶ意欲を高めるために、市民活動団体や企業などと連携した生涯学習活動を展開します。

（２）地域における生涯学習活動への支援

市民が自ら学んだ成果を発揮できる生涯学習活動を促進するため、地域の様々な教育活動を支援するとともに、指導的立場の人材の育成を行います。

また、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えるとともに、家庭の教育力の向上を図るため、大清水まなび交流館をはじめとした地域の生涯学習施設を拠点として、地域の大人が持っている知識、経験を地域の子どもの子どもへ伝える活動や家庭教育に関する学習支援に取り組みます。



■地域住民が開催する生涯学習推進セミナー

（３）図書館の充実

市民の読書活動を促進するとともに地域の情報拠点となるよう、様々な資料や情報の収集・提供をはじめとしたサービスの充実に努めます。

また、世代を越えて気軽に利用できるみんなの図書館となるため、電子書籍をはじめICTの導入や、幅広い分野での魅力的なイベントの開催等、様々な市民ニーズに応えながら、誰もが過ごしやすい快適な環境づくりを進め、新たな図書館利用者の開拓を目指します。



■大清水図書館閲覧コーナー

基本政策 3 生涯スポーツの推進

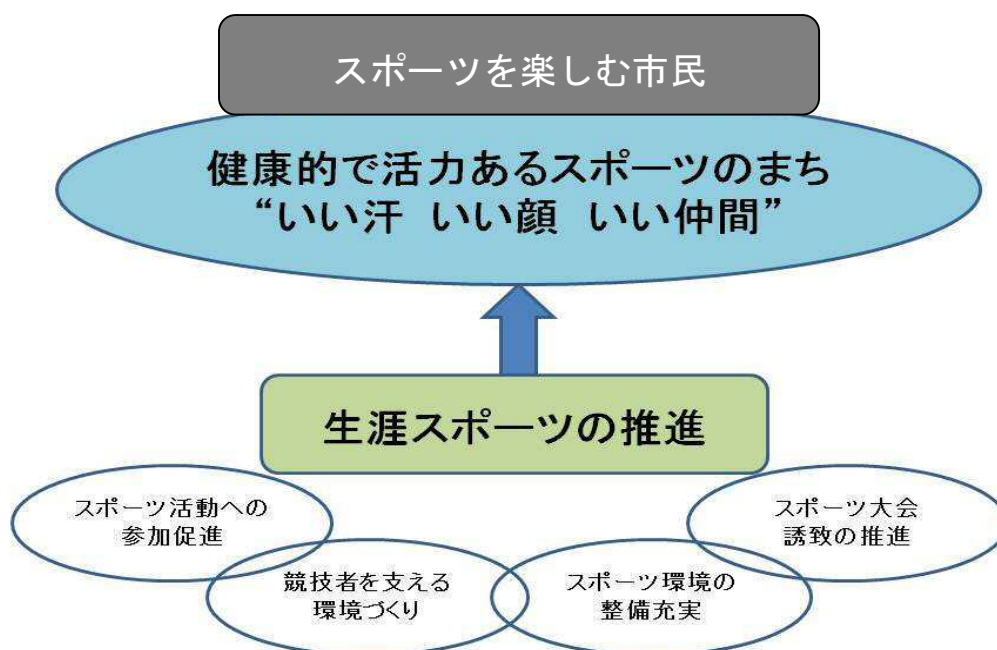
市民が日常生活の中で生涯にわたってスポーツを楽しむことは、健康の保持増進や体力の向上を促し、生きがいのある豊かな暮らしに役立つものであると同時に、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化にもつながるなど、活力のあるまちづくりに寄与するものです。このように、スポーツは市民生活にとって極めて重要な要素となっています。

そこで、「いい汗 いい顔 いい仲間」が合言葉となっている生涯スポーツ推進計画の基本目標である「健康的で活力あるスポーツのまち」の実現を目指し、競技者を支える環境づくりや、ハイレベルなスポーツ大会を誘致し市民のスポーツへの関心や意欲の向上、スポーツ活動への参加を促進するとともに、計画的なスポーツ環境の整備充実を図るなど、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

生涯スポーツの推進について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 スポーツへの参加機会や施設環境が充実され、多くの市民がスポーツを楽しんでいる

■ これからの「生涯スポーツの推進」のイメージ



◆ 指標

週1回以上運動を行っている市民の割合	【実績値】 34.2% (平成26年度) 【目標値】 50%
スポーツ施設利用者数（学校体育施設を含む）	【実績値】 2,643,362人 (平成26年度) 【目標値】 2,700,000人
スポーツ指導者を養成するための研修会・講習会の参加人数	【実績値】 918人 (平成26年度) 【目標値】 1,000人

◆ 現況と課題

- ・市民の健康志向が高まる中、穂の国・豊橋ハーフマラソンやスポーツフェスタなど、市民参加型スポーツ行事への参加者は年々増加しています。
- ・競技力向上のため、指導者の育成や一流選手による講習会の開催など、競技者を支える仕組みを充実させる必要があります。
- ・スポーツ環境を充実させるとともに利用者の利便性を向上させるため、現有施設の再配置を含めた施設整備が必要となっています。
- ・東京オリンピック・パラリンピック開催決定等によるスポーツへの関心の高まりを契機に、地域経済の活性化、地域間交流の活発化などにもつなげるスポーツ施策を検討する必要があります。

◇◆ 部門の計画 ◆◇

豊橋市生涯スポーツ推進計画



■ 浜松・東三河フェニックス

◆取組みの基本方針

(1) スポーツ活動への参加促進

市民一人ひとりが目的や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブ*やスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、子どもの体力向上、スポーツを通じた市民の健康づくりを推進します。また、ニュースポーツ*の普及・推進、地域コミュニティとの協力・連携によるスポーツ活動や学校体育施設開放事業の推進のほか、障害者・高齢者のスポーツ振興を図るとともに、穂の国・豊橋ハーフマラソン、スポーツフェスタなど日々の活動の目標となる場を提供します。

(2) 競技者を支える環境づくり

競技力向上の推進を図るため、指導者の養成、スポーツ交流の推進、全国大会等の出場者に対するスポーツ顕彰制度の充実など、競技者を支える環境づくりに取り組みます。また、陸上競技場での選手育成機能の強化を図ります。

(3) スポーツ環境の整備充実

いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しめるよう、豊橋公園や総合スポーツ公園等のスポーツ活動の拠点づくりや、地域でスポーツを支える環境づくりを推進します。また、高齢者や障害者にも配慮した安心して利用できるスポーツ施設の計画的な改修・整備を進めます。

(4) スポーツ大会誘致の推進

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、市民のスポーツへの参加意欲の高揚を図るとともに、スポーツによる地域活性化を推進するため、プロバスケットボールチーム「浜松・東三河フェニックス」との連携・協働や、東京オリンピック・パラリンピック関連行事、ハイレベルなスポーツ大会などの競技の開催や合宿の誘致に努めます。

基本政策4 子ども・若者の健全育成

学校、家庭、地域、青少年団体などと連携し、家庭や地域の教育力を向上させる活動や多様な交流を促進するなど、意欲と創造力にあふれる子ども・若者の健やかな成長を支援する総合的な取組みを推進します。

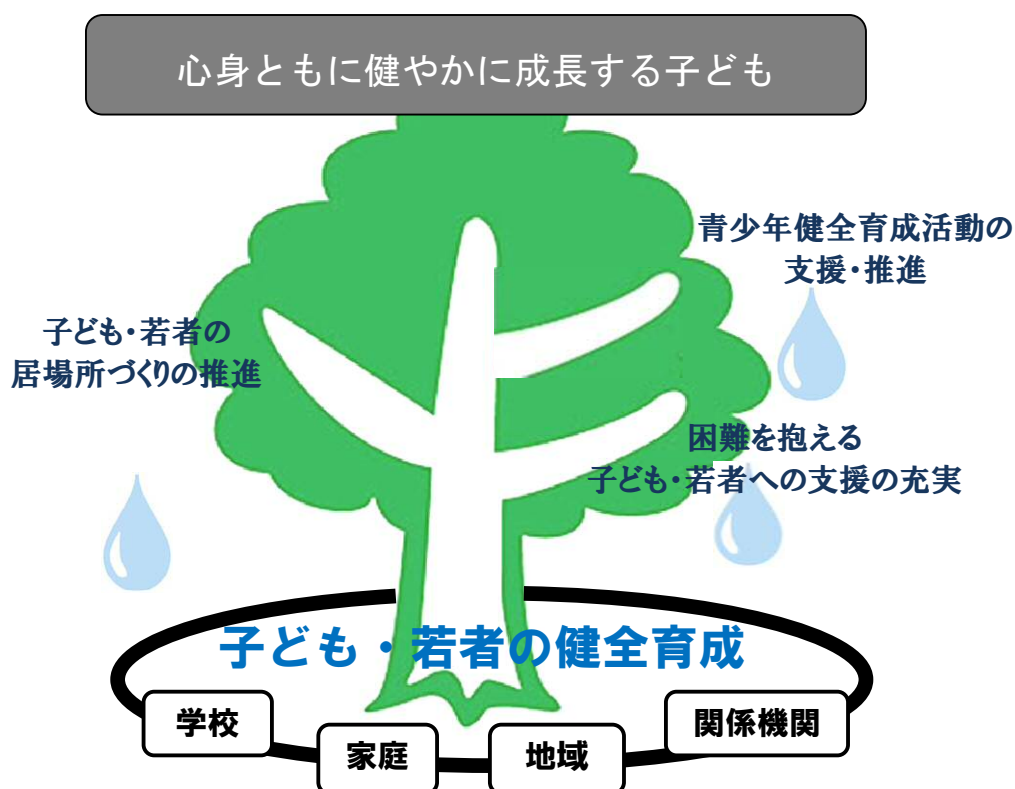
特に、若者への自立支援と地域ぐるみの育成支援を軸に、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者が社会の形成に主体的に参画できるよう、各機関の専門分野を結びつける包括的な支援を行います。

また、子ども・若者の居場所づくりを進める中で、放課後に留守家庭となる児童を対象とした「放課後児童クラブ*」や、児童全体を対象とした「放課後子ども教室*」において、安全・安心な生活の場や活動拠点（居場所）の提供を進め、総合的な放課後児童対策として充実させていきます。

子ども・若者の健全育成について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 地域とともに見守り支援する体制が構築され、すべての子どもが心身とも健やかに成長している

■これからの「子ども・若者の健全育成」のイメージ



◆ 指標

非行防止啓発活動参加者数	【実績値】 4,505人 (平成26年度) 【目標値】 4,800人
子ども・若者総合相談窓口 [*] 対応件数	【実績値】 1,914件 (平成26年度) 【目標値】 3,000件
放課後児童クラブ設置数	【実績値】 67か所 (平成26年度) 【目標値】 83か所

◆ 現況と課題

- ・ 少子化や核家族化の進行に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が問題視されており、家庭と地域が協力した非行防止活動の啓発や情報モラル向上の取り組みが必要となっています。
- ・ 社会的な自立に困難を抱える子ども・若者に対する全国初の広域連携の取り組みである、三遠子ども・若者支援ネットワーク会議を立ち上げ、社会的な自立に困難を抱える子ども・若者に対して、市域を越えた支援を行っています。
- ・ 社会的に自立が困難な若者の増加を防ぐため、不登校生徒や高等学校中退者への早期支援が必要となっています。
- ・ 相談窓口と関係機関等の連携による、若者やその家族への的確な情報提供が求められています。また、誰にも相談できずに困難を抱えている本人や家族の早期発見に努める必要もあります。
- ・ 家庭環境や保護者の就業形態の変化に伴い保育ニーズも多様化しており、幼児期や学童期を通じて子育てしやすい環境の整備が求められています。

◇◆ 部門の計画 ◆◇

とよはし子ども・若者育成プラン

◆取組みの基本方針

(1) 青少年健全育成活動の支援・推進

青少年の健全な育成を図るため、良好な社会環境づくりについて家庭や事業所等に啓発するとともに、地域と連携して健全育成や非行防止のための活動を推進します。

そのために、青少年団体が行う社会貢献活動やスポーツ・文化活動を推進するとともに、少年愛護センターが中心となり、有害環境対策、少年非行の防止に取り組めます。

さらに、家族で過ごす時間の大切さや家庭教育の重要性について、社会全体の理解や意識を高める啓発活動や、「家庭の日」の運動を推進します。

(2) 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

ニートやひきこもりなど、様々な困難を抱える子ども・若者が社会的に自立できるよう、子ども・若者支援地域協議会*による総合的な支援への取組みを進めていきます。

また、子ども・若者総合相談窓口を中心に、地域、関係機関、民間支援団体等と連携・協力を図りながら、一人ひとりの状況やライフステージ*に応じた相談や自立に向けた子ども・若者本人及びその家族に対する包括的かつ切れ目のない支援に取り組めます。

さらに、児童虐待防止体制との連携、子どもの貧困への対応など、セーフティネットが機能する取組みを進めていきます。

(3) 子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が、安心して交流・体験活動ができる居場所づくりとして、子育て支援施設や青少年教育施設の活用を進めます。

また、子どもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、学校、家庭、地域と連携しながら、一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室*の設置など、居場所の確保と充実に努めます。

基本政策5 芸術文化の振興

芸術文化によって心にゆとりと潤いをもたらされ、心豊かな生活や人生を送ることは、人間にとってとても重要なことです。芸術作品、文化財、伝統芸能などを鑑賞あるいは学ぶ機会を増やすことにより、人々の知的好奇心を高め、心に癒しや感動を与え、生きる喜びや希望を生むことができます。そのため、芸術文化の振興とその環境整備に取り組み、市民の芸術文化に対する意識の醸成を図ります。

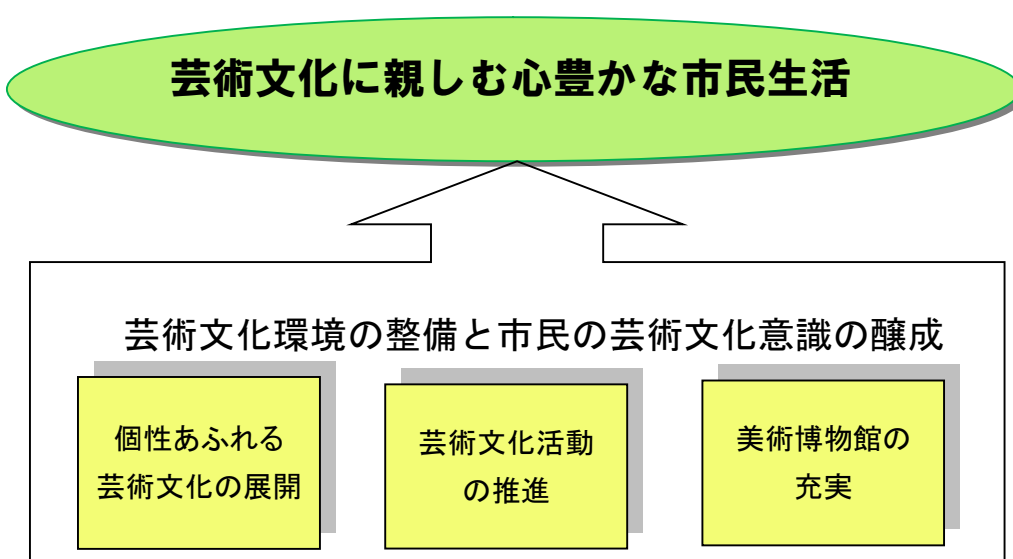
また、好奇心旺盛で多感な子どもの時期に、ほんものの体験を通して豊かな感性を育むことは、情操を培い創造力を養うために大切なことです。そのため、美術博物館等における豊橋ゆかりの優れた芸術家の作品、貴重な歴史資料、文化財や伝統芸能などに触れる事業を積極的に行い、あわせて子どもが興味と親しみを持って芸術文化に接することができるような取り組みを行います。

本市では、このような取り組みを通して、芸術文化環境の整備と市民の芸術文化に対する意識の醸成に取り組み、芸術文化の振興を図っていきます。

芸術文化の振興について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 芸術文化に親しむ環境が整備され、多くの市民が心豊かな生活を送っている

■これからの「芸術文化の振興」のイメージ



◆ 指標

文化施設利用者数	【実績値】 790,199 人 (平成 26 年度) 【目標値】 830,000 人
芸術文化に関する普及・育成事業参加者数	【実績値】 7,268 人 (平成 26 年度) 【目標値】 16,000 人
美術博物館入館者数	【実績値】 184,405 人 (平成 26 年度) 【目標値】 230,000 人

◆ 現況と課題

- ・平成 25 年 4 月に穂の国とよはし芸術劇場「プラット」を開館し、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、ワークショップの開催などを通じて芸術文化の裾野の拡大を図っています。
- ・平成 25 年度にリニューアルオープンしたアイプラザ豊橋は、文化活動と生涯学習活動の場として多くの市民に利用されています。
- ・新たな豊橋文化の創造に向け、芸術文化の呼び込みや発信などの展開が必要となっています。
- ・青少年が芸術文化を鑑賞・体験する機会が不足しているため、優れた鑑賞機会の提供や、個性的な創造活動の展開、芸術文化にかかわる人材の育成を進める必要があります。
- ・平成 24 年度に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行され、劇場、音楽堂等の法的位置づけが明確化されるとともに、芸術文化に関する地方公共団体が取り組むべき事項が規定されました。
- ・美術博物館は、郷土ゆかりの美術や歴史資料を中心に、調査・研究、収集・展示を行うほか、講演会や講座の開講など普及活動にも取り組んでいます。また、国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供するとともに、市民の作品発表の場としても活用されています。
- ・価値観の多様化にあわせ、幅広く受け入れられる魅力的な展覧会や講座の開催が必要となっています。
- ・美術博物館では、収蔵庫施設の機能充実と入館者の利便性、更なる鑑賞環境の向上が必要となっています。

◆ 取組みの基本方針

（１）個性あふれる芸術文化の展開

豊かな芸術文化を創造するため、市民がより質の高い芸術文化に触れられる機会を提供するとともに、個性的な芸術家や優れた鑑賞家を育成するための普及活動に取り組みます。

そのために、穂の国とよはし芸術劇場「プラット」では、優れた舞台芸術や音楽芸術の鑑賞機会を提供するとともに、芸術文化の裾野の拡大を図ります。

また、子どもの豊かな創造力やコミュニケーション能力を養うとともに、将来の芸術家や鑑賞家を育成するため、市内の小中学校向けに質の高い舞台芸術作品の鑑賞機会の提供、ワークショップ事業の開催等、芸術文化の普及活動にも取り組みます。

（２）芸術文化活動の推進

地域に根差した芸術文化の振興を図るため、市民の主体的な芸術文化活動を支援するとともに、市民、事業所、教育機関が連携・協働して、芸術文化を担う人材の育成に努めます。

その一環として、若手芸術家の発掘・育成を目的に発表の場を提供するなど活動の支援を行います。

さらに、演劇やダンスなどのワークショップの進行役やイベントの運営企画ボランティアなど、文化活動を支える人材の育成を行います。

（３）美術博物館の充実

美術博物館の充実を図るため、展示や普及活動を通し市民の美術や歴史に対する理解や関心を高めるとともに、施設機能と利用者の利便性の向上を図ります。

そのために、国内外の優れた展覧会を開催するとともに、郷土の美術・歴史資料の収集と展示を拡充するほか、普及活動として、子どもから高齢者まで幅広く参加できる講座やワークショップの充実を図ります。

また、入館者の利便性と鑑賞環境の向上を図るため、美術博物館の収蔵庫と展示室を増築するとともに、喫茶コーナーや既存施設の改修を計画的に行っていきます。

基本政策6 科学教育の振興

温暖化、砂漠化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など地球全体に及ぶ環境問題は、人々の生活に深くかかわっており、その解決には自然の仕組みを幅広く理解することがますます重要となっています。

これらを身近な問題として認識するとともに学習する場を整備し、ほんもの体験を伴った多角的な科学教育が必要とされています。

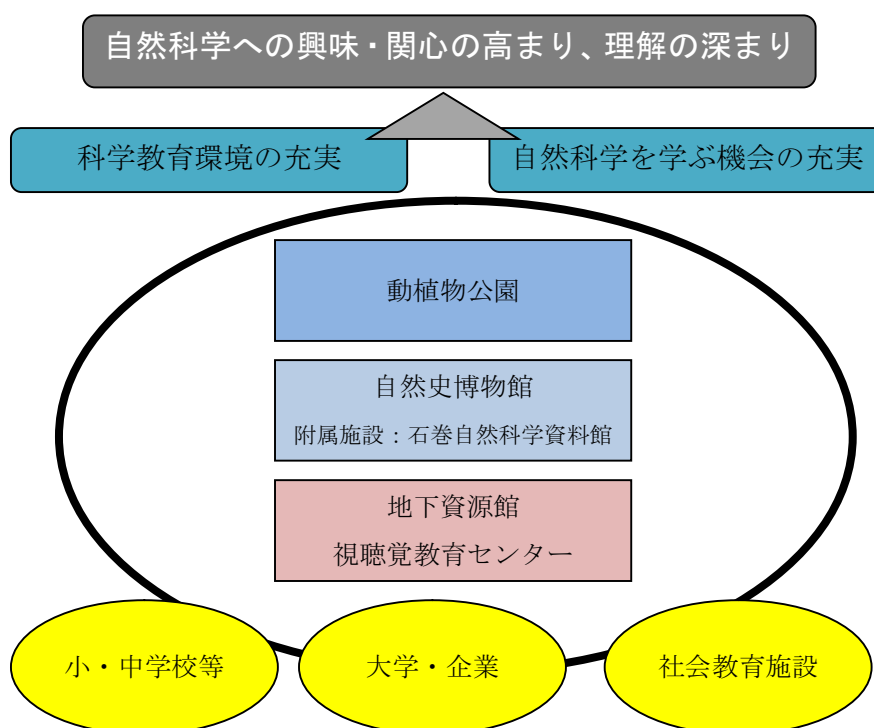
幸いにも本市においては、自然史博物館を有する総合動植物公園と、その周辺には科学研究機関である大学、ものづくりに優れた企業、社会教育施設など豊かな社会環境があり、弓張山地、豊川、三河湾、表浜海岸などの自然環境にも恵まれています。

そのため、自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの機能を最大限に活かしながら学校や関係機関と連携するとともに、自然科学に関する知識・理解を深めるための教育普及活動や学術活動を推進します。また、各施設を連携させて、自然科学教育の拠点となるような環境整備を行っていきます。

科学教育の振興について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 科学教育環境が充実され、多くの市民が興味・関心を持ち、自然科学への理解が深まっている

■これからの「科学教育の振興」のイメージ



◆ 指標

自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの入館者数の合計	【実績値】 632,847人 (平成26年度) 【目標値】 820,000人
教育普及活動(学習教室等)の参加者数	【実績値】 14,196人 (平成26年度) 【目標値】 15,000人

◆ 現況と課題

- ・地球温暖化の進行や生態系の破壊が大きな問題となる中、持続可能な社会*の実現に向け、自然と共存することへの関心が高まっています。
- ・科学教育の推進のためには、科学的な思考や自然科学への興味・関心を醸成し、学習活動の支援を充実させる必要があります。
- ・自然科学に関する生涯学習の拠点として、自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの機能を充実させる必要があります。



■学習教室「家族で行く化石採集」

◆ 取組みの基本方針

（１）科学教育環境の充実

自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの利用を促進するため、魅力的な展示や教育環境の計画的な整備充実を図ります。

（２）自然科学を学ぶ機会の充実

自然科学に対する理解を深めるため、特色ある企画展やイベントなどを通し、普及啓発するとともに、ほんもの体験を伴った学習教室、出前授業の実施や実験ショーの開催、少年少女発明クラブ*への支援など、子どもが自然科学を学ぶ機会を充実させます。

また、大学や企業等との連携を強化しつつ、博物館資料の収集・調査研究による学術活動を推進します。

さらに、生涯学習の拠点として、二川地域の社会教育施設との連携を強化します。



■サイエンス・ボランティアによるワークショップ

基本政策 7

文化財の保護と歴史の継承

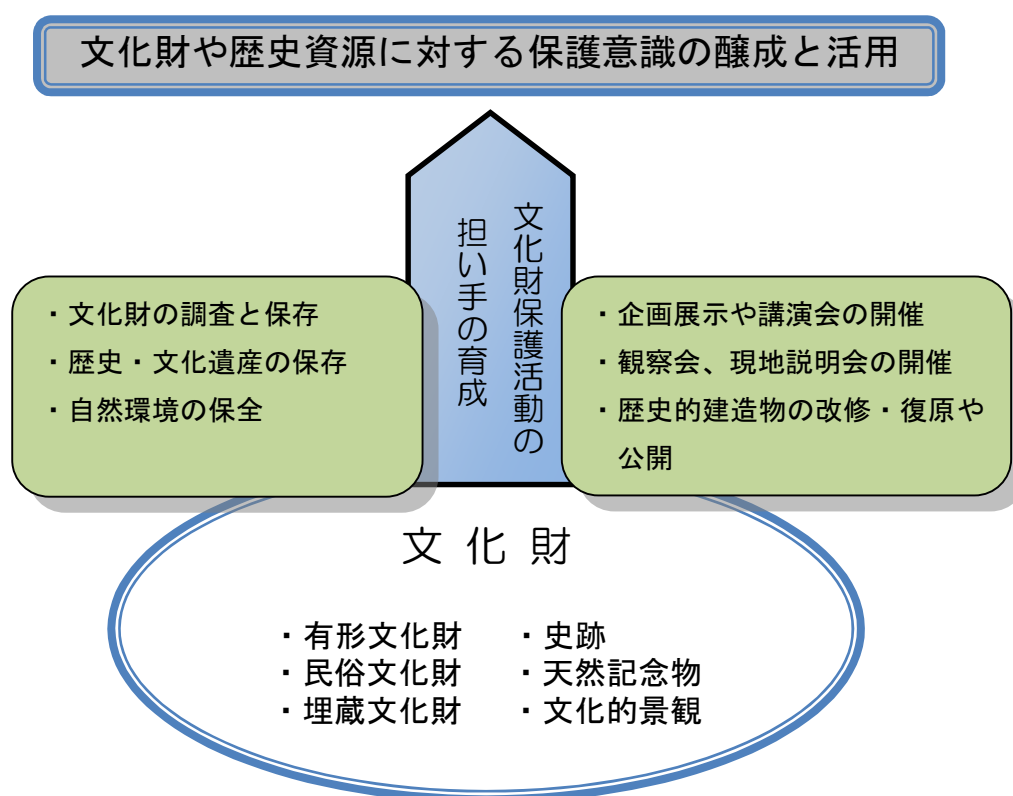
先人から受け継いだ歴史・文化遺産や自然環境は、地域の財産であり、これらを将来にわたり保存し、活用していくことは、現代に生きる私たちの使命であると言えます。

そのため、文化財の調査研究を進め、保存・活用を図っていくとともに、市民の文化財保護意識を育み、あらゆる世代の人が郷土の文化財や歴史・自然環境に親しめる機会を充実させます。

文化財の保護と歴史の継承について、次のような目標とする姿を掲げます。

【目標とする姿】 多くの市民に文化財や歴史資源に対する保護意識が醸成され、活用が図られている

■ これからの「文化財の保護と歴史の継承」のイメージ



◆ 指標

二川宿本陣資料館の入館者数	【実績値】 35,064 人 (平成 26 年度) 【目標値】 43,000 人
文化財関連学習プログラム等の参加者数	【実績値】 2,681 人 (平成 26 年度) 【目標値】 3,000 人

◆ 現況と課題

- ・埋蔵文化財の発掘調査、史跡・遺跡の保存整備、有形・無形文化財や天然記念物の保存・調査を継続的に行っていく必要があります。
- ・文化財の価値の周知や、市民の文化財保護意識の向上が必要となっています。
- ・歴史資源に対する価値認識が高まる中、商家「駒屋」を改修復原し、平成 27 年 11 月に公開しました。
- ・二川宿本陣などの歴史的建造物を核とした二川地域の歴史的景観の保全整備を進めていますが、今後さらに二川宿のまちなみを全国にPRするためには、地域住民との協働による保存・継承活動を行っていく必要があります。



■東海の尾瀬と呼ばれる「葦毛湿原」

◆ 取組みの基本方針

（１）歴史資源の保存と活用

史跡や民俗資料、天然記念物など、貴重な歴史資源を次世代に継承するとともに、広く市民に親しんでもらうため、それぞれの特性に応じた保存と活用に取り組めます。

また、旧東海道二川宿においては、改修復原した商家「駒屋」と、既存の二川宿本陣や旅籠屋「清明屋」を一体的に活用し、全国へ情報発信します。

（２）文化財保護活動の担い手の育成

文化財保護を推進するため、体験講座、講演会、見学会・観察会、小中学校への出前授業等、市民ニーズに応じた様々な学習プログラムを展開するとともに、文化財保護活動に関わるボランティアの育成を通じ、市民の意識の高揚や自主的な活動を促進します。



■ 「調べ学習コンクール」に向けた子どもたちの発掘体験

第4章 アクションプラン

「基本政策」の推進にあたって、より実効性を高めるために、「取組みの基本方針」、及び、第5次豊橋市総合計画における戦略計画を踏まえながら、今後5年間で行う重点的な取組みを次のとおり定め、事業展開していきます。

1 学校教育の推進

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 生きる力の基盤となる学力と体力の向上 2 いのちを尊び、自他を慈しむ豊かな心の育成 3 時代に対応した教育の充実 4 個に応じた教育の推進 5 教職員研修の充実 6 地域に根ざした学校経営の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 7 食育・食農教育の推進 8 幼保小・小中高連携教育の推進 9 安全・安心なゆとりある教育環境の充実 10 豊橋高等学校・家政高等専修学校における特色ある教育活動の推進 11 くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進 |
|--|--|

2 生涯学習の推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 地域の教育活動の推進 2 家庭の教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 3 快適で利用しやすい図書館環境整備 4 新たな図書館利用者の開拓 |
|---|--|

3 生涯スポーツの推進

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 総合型地域スポーツクラブの拡充 2 競技力向上の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 3 スポーツ施設の計画的な改修・整備 4 ハイレベルな試合の誘致・開催 |
|---|--|

4 子ども・若者の健全育成

- 1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実
- 2 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実
- 3 放課後児童の居場所づくりの推進

5 芸術文化の振興

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 プラットを核とした芸術文化の展開 2 郷土芸術文化の普及・育成 | <ul style="list-style-type: none"> 3 子どもが優れた芸術文化に接する機会の提供 |
|--|--|

6 科学教育の振興

- 1 体験型科学教育の推進
- 2 二川地域の社会教育施設との連携による科学教育事業の推進

7 文化財の保護と歴史の継承

- 1 地域と一体となった二川宿のPR行事の開催
- 2 文化財保護に伴う普及活動の充実

基本政策 1 学校教育の推進

■方針1-1 生きる力の基盤となる学力と体力の向上

学校は学びの場であり、個に応じた教育を推進する基本は、その学びの場の中核をなす授業にあります。一人ひとりの確かな学力の向上のための取組みを充実させるとともに、教師の授業力向上を図っていく必要があります。

また、体力・健康は人間の活動の基盤であるとともに、心身の発達に大きな役割を担っています。そのため、学校においては、体力向上のための取組みと併せて、学校保健の取組みの充実を図る必要があります。さらに、適度な運動、正しい睡眠や食事といった基本的な生活習慣の育成についても、家庭との連携を密にした取組みを充実させる必要があります。

- ① 全国学力状況調査等を活用したPDC Aサイクル*の推進
- ② 小学校高学年での教科担任制等を通じた小中一貫教育の推進

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画
における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】

小中一貫教育の実施、教科担任制の拡充



■小学校における授業での話し合い活動

- ③ アクティブラーニング*を取り入れた問題解決的な学習の推進
- ④ 学校図書館司書の人的支援と授業・学習支援センター*機能の充実
- ⑤ 日常的な運動遊びを取り入れた体力づくりの充実
- ⑥ 体づくり運動を中心とした学校体制で取り組む体育授業の充実
- ⑦ 健康診断や基本的な生活習慣育成に向けた取組みの充実

◇◆ 取組みの目標 ◇◆

全国学力状況調査実施結果を踏まえた自校における今後の対策等を保護者に公表する小中学校の割合を50%にします。

平成26年度：32.4%

小学校における「体力テスト」の結果、A判定（体力章）となる児童の割合を15%にします。

平成26年度：10.0%

■プラン1-2 いのちを尊び、自他を慈しむ豊かな心の育成

子どもが社会において様々な人々と出会い、互いに助け合いながら生きていくためには、集団生活を送る中で、規範意識を尊び、生命を大切にし、多様な価値観を認め合い、他人を思いやる心を育むことが求められます。また、いじめ等今日的な課題についても、道徳教育や人権教育を推進する中で改善を図っていく必要があります。さらに、不登校を未然に防ぐため、自己肯定感・自己有用感を育てるための取組みを充実させる必要があります。

- ① いじめを未然に防ぐための道徳教育や人権教育の推進
- ② 子どもの自己肯定感・自己有用感を育てるための体系的な道徳教育の推進
- ③ 「豊橋市いじめ防止基本方針」の策定
- ④ 「豊橋・学校いのちの日」に関する各学校独自の取組みの推進
- ⑤ 生き方教育としてのキャリア教育の推進
- ⑥ いじめ・不登校等、生活サポート対策としての「ライフスキル教育プログラム」*の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

小中学校全体の不登校児童生徒の出現率を1.4%以下にします。
平成26年度：1.51%

■プラン1-3 時代に対応した教育の充実

国際化・情報化の進展、人々の価値観の多様化など、急激に変化するこれからの社会を生き抜くため、自らの個性を活かし夢や希望を語る子、積極的にICTを活用できる子、環境保全のために主体的に行動できる子、グローバル社会の中で積極的にコミュニケーションを図ることができる子を育てていく必要があります。

- ① ICTを活用した授業や教育活動の推進と情報モラル*教育の充実
- ② 「小中一貫『英会話』カリキュラム」*を活用した英語教育の推進
- ③ 9年間を見通した教育課程によるキャリア教育の推進
- ④ ESDの視点による環境教育や平和教育、グローバル教育の充実とユネスコスクールネットワークの活用

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【まちECO実践プロジェクト】環境教育の推進

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】グローバル教育の推進

- ⑤ 社会の変化に主体的に対応するための児童会・生徒会等による自治的活動の充実
- ⑥ 小学生の韓国晋州市との教育交流事業、中学生の海外派遣事業（アメリカ：トリード市、中国：南通市、ドイツ：ヴォルフスブルグ市）の推進

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

小中学校全学年（378 学年）のうち、情報モラル教育の授業に取り組んだ割合を 70% にします。

平成 26 年度：46.6%

■プラン4 個に応じた教育の推進

一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するため、不登校児童生徒や障害のある児童生徒、及び外国人児童生徒等をはじめとした支援の必要なすべての子どもへの適切な対応を行い、カウンセリングなどの教育相談や支援体制・人的配置をより一層充実させる必要があります。

また、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな学習指導のため、少人数による指導体制を充実させる必要があります。

- ① スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー*等を活用した教育相談体制の充実
- ② 発達障害対応等支援員の効果的な活用及び関係諸機関との連携による校内支援体制の充実
- ③ 外国人児童生徒の日本語指導補助を行う外国人児童生徒教育相談員*等の人的支援の充実
- ④ 算数科、数学科等を中心とした少人数指導体制の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

教育会館にある教育相談室での子どもや家庭に関する教育相談の対応件数を 5,400 件にします。

平成 26 年度：5,200 件

■プラン1-5 教職員研修の充実

子どもの能力を最大限に引き出すためには、指導にあたる教職員の力量向上が必要不可欠となります。団塊世代の大量退職に伴い、若手教職員が急増する人員構成の中で、教職員としての資質向上を図るためには、研修体制を整備するとともに、学校現場に教職員同士が学び合う風土を今まで以上に高めていく必要があります。

- ① 今日的な教育課題についての研修講座の充実
- ② 研修権を持つ中核市としての独自の研修プログラムの充実
- ③ ミドルリーダーの資質向上を目指す研修体制の充実
- ④ 若手教職員を校内で育てる研修の工夫

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

教員研修の事後アンケートにおいて、「とてもよかった」と回答した講座数の割合を80%にします。

平成 26 年度：67.5%

■プラン1-6 地域に根ざした学校経営の推進

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校が地域の特色を活かした独自の教育ビジョンをもとに、地域に根ざした学校経営をさらに推進していく必要があります。

- ① 地域教育ボランティア制度の充実
 - ※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画
 - 【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】地域教育ボランティアの充実
- ② 郷土への誇りや愛情を育む学習の推進
 - ※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画
 - 【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】郷土学習の充実
- ③ 学校の独自性を発揮する教育課程づくりや、地域ぐるみの小中一貫教育の推進
 - ※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画
 - 【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】小中一貫教育の実施
- ④ 学校評議員制度や学校評価を取り入れた学校経営の工夫・改善

⑤ 出前授業を活用した防災、環境、健康等に関する教育の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

地域教育ボランティア活動に関わる人数を 11,000 人にします。
平成 26 年度：10,309 人

■プラン7 食育・食農教育の推進

食育の推進を図り、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、学校での取組みだけではなく家庭も含めて取り組む必要があります。そのために、地産地消の推進とあわせ、学校においては、家庭や地域との連携を図りながら、生きていくために欠かせない食とそれを生産する農業について、自然環境の重要さやいのちの大切さなどを五感で捉えて一体的に学ぶ食農教育を推進していく必要があります。

- ① 学校での「食に関する指導計画」の作成と目標達成に向けた継続的指導の展開
- ② 栄養教諭等による給食指導やバイキング給食などの食育に関する学習機会の充実
- ③ 「とよはし産学校給食の日」などを機会とした地場産物への理解と地産地消の推進
- ④ 学校、家庭、地域との協働による
地元農畜産物を活用した体験学習の充実
- ⑤ 保健所等と連携した家庭における食生活改善に向けての普及啓発



■柿の摘果作業を行う子ども

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

食育・食農教育に関する学習機会（栄養教諭等による給食指導、バイキング給食、とよはし産学校給食の日、地元農畜産物による体験学習等）を年間 750 回にします。（10 回／校）
平成 26 年度：623 回（平均 8.4 回／校）

■プラン1-8 幼保小*・小中高連携教育の推進

幼保小連携を推進することで、生活の変化に対する戸惑いの解消、就学前の保護者へのサポート等、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校へのスムーズな接続ができます。そのために、それぞれの教職員が、幼児・児童の実態、教育内容や指導方法について相互に理解を深め、連携教育を推進する必要があります。また、小学校から高等学校までの間においても、それぞれの教育の場で児童生徒の成長を把握し、校種を越えた連携をより一層充実させる必要があります。

- ① 小中高連携教育推進協議会*を基盤とする理科学教育、英語教育、特別支援教育、情報モラル教育、食育・食農教育の推進

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】校種を越えた連携教育の推進

- ② 小学校及び中学校での「スタートカリキュラム」*の作成や指導方法の工夫・改善
- ③ 就学前の保護者を対象とした相談活動の充実
- ④ 幼児・児童の交流活動や幼保小の情報交換の推進

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

小中高連携教育推進協議会が主催（共催）する研修会への参加者数を400人にします。
平成26年度：331人

■プラン1-9 安全・安心なゆとりある教育環境の充実

子どもが安心感を持ち、落ち着いた学校生活を送るためには、施設・設備の整備を計画的に進め、安全で快適な学習環境を確保する必要があります。

また、教職員の多忙な状況を解消し、子どもと向き合う時間を確保するための環境づくりを進める必要があります。さらに、アレルギー疾患を有する子どもに対して適切な対応を行い、安全・安心な学校生活を送ることができる体制を整える必要があります。加えて、経済的不安を抱かずに学ぶことができるよう、支援の充実を図る必要もあります。

- ① 小中学校教職員の業務を支援するシステムの導入

- ② 教職員が抱える様々な問題に対するサポート体制の充実
- ③ アレルギー疾患を有する子どもへの対応の基礎となる「学校生活管理指導表」の保護者から学校への提出の徹底
- ④ ストレスチェックを活用した教職員のメンタルヘルスの向上
- ⑤ 人口減少化時代における学校施設・設備の計画的で効率的な整備・改修
- ⑥ 小中学校に就学する児童生徒に対する「就学援助制度」の充実
- ⑦ 私立高等学校・専修学校生徒に対する「授業料補助制度」の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

保護者からの「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患に関する医師の診断を記載）の提出率を 100%にします。

平成 26 年度：92%

■ 751-10 豊橋高等学校・家政高等専修学校における特色ある教育活動の推進

地域社会に求められる人材を育成するとともに、様々な事由による学び直し
の場としての教育機会を確保するため、豊橋高等学校、家政高等専修学校がそ
れぞれ特色ある教育活動を推進する必要があります。また、市立としての強み
を活かし生徒一人ひとりに対するきめ細かな教育を推進する必要があります。

- ① それぞれの学校の特長を活かした進学や就職に向けたきめ細かなキャリ
ア教育の推進【両校】

※第 5 次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】市立学校の特長を活かした教育の推進

- ② 支援が必要な生徒に対する心理カウンセラー等の派遣【両校】
- ③ 支援が必要な生徒に関する中学校からの引き継ぎの充実【両校】
- ④ 外国人生徒のための日本語指導ボランティアの活用【豊橋高等学校】

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

豊橋高等学校・家政高等専修学校の進学・就職率を 75%にします。

平成 26 年度：62.7%

■方針-11 くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育の推進

平成 27 年 4 月、県立豊川特別支援学校の過大規模解消と東三河地域の特別支援教育の更なる推進を目的に、市立の特別支援学校としてくすのき特別支援学校が開校しました。そこで、将来を担う子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、たくましく生きる人間の育成を目指し、責任を持って教育活動を展開していく必要があります。

また、本市が保有するネットワークや仕組みなど、市立としての強みを最大限活かし、くすのき特別支援学校がセンター的機能を発揮し、市内の特別支援教育の推進を図る必要があります。さらに、その中で「障害者差別解消法」に対応した適切な指導・支援のあり方についての理解を深める必要があります。

- ① こども発達センター、にじの子相談室等との連携による、くすのき相談センター*を中心とした障害のある子どもや保護者に対する相談活動の充実
- ② くすのき相談センターによる、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校等への訪問支援活動や教員を対象としたセミナーの継続的な実施
- ③ 近隣の小中学校や専門学科のある高等学校等との交流及び共同学習の推進
- ④ 本市が持つネットワークを活かした職場体験、農作業体験、受託作業、企業実習等、就労に役立つ多様な実習の実施



■学校の応援歌を歌うくすのき特別支援学校の子どもたち

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】市立学校の特長を活かした教育の推進

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

くすのき相談センターにおいて、訪問・来所の相談対応件数を 300 件にします。
平成 27 年度見込：240 件

基本政策 2 生涯学習の推進

■プラン2-1 地域の教育活動の推進

地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めるため、学校、家庭、地域が互いに連携しながら、地域の大人が地域の子どもに対し多様な体験活動を提供する必要があります。また、地域の教育活動の指導的立場となる人材の育成を行い、市民が自ら学んだ成果を様々な教育活動に還元する取組みを支援する必要があります。

- ① 南稜地区をモデル地区とし、土曜日を活用した子どもの体験学習事業を大清水まなび交流館で実施し、他地区へ順次拡大
- ② 小学校区を単位とした、地域ぐるみで子どもを育てる活動の促進
※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画
【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】地域教育ボランティアの充実
- ③ 地域の教育活動の指導的立場となる人材育成の実施
- ④ 市民が自ら学んだ成果を地域で発揮する生涯学習活動への支援
- ⑤ 豊橋市の魅力を再発見し、愛着心を醸成するシティプロモーション*と連携した郷土学習の推進

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】郷土学習の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

土曜日を活用した子どもの体験学習への参加者数を1,000人にします。

平成26年度：実績なし

■プラン2-2 家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るためには、「家庭はすべての教育の出発点である」ことを認識し、保護者への家庭の役割に関する学習支援などを子育て支援活動と連携しながら取り組む必要があります。また、地域の教育活動を推進する中

で、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、互いに連携し、地域全体で家庭を支えていく環境づくりに取り組む必要があります。

- ① 市民館における保護者への家庭教育に関する学習支援の実施
- ② 学校、地域等と連携した家庭教育に関する講座等の開催

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

家庭教育事業への参加者数を 4,800 人にします。

平成 26 年度 : 4,426 人

■プラン2-3 快適で利用しやすい図書館環境整備

図書館は、日常生活に潤いと豊かさをもたらすため、常に新しい情報を収集し市民の課題解決を行う場だけでなく、コミュニケーションの場として人々が集い、活力や生きがいを育む地域の交流拠点としての役割が求められています。そのため、ゆったりとくつろげる居心地の良い空間を提供し、誰もが気軽に利用できる環境を整える必要があります。

さらに、広範な市域に均質な図書館サービスを提供するため、より身近な場所で利用できるサービスポイントを拡充し、市民の利便性向上を図る必要があります。

- ① 図書館システムのネットワーク拡大による広範な市域に均質な図書館サービスの提供
- ② 障害者に配慮した音声図書等のサービスの充実及び環境の整備

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

図書館分室ネットワーク館の利用者数を 75,000 人にします。

平成 26 年度 : 67,649 人

■プラン2-4 新たな図書館利用者の開拓

市民が魅力を感じ、役に立つと実感できる図書館にするため、新しい形態による資料・情報の提供や、時代や市民のニーズに応じたサービスの提供に取り組む必要があります。

- ① 魅力的なイベントやサービスによる新たな図書館利用者の開拓
- ② ICTを活用した新たなサービスの導入
- ③ 学校図書館連携事業の推進

◇◆ 取組みの目標 ◇◆

新たな図書館利用者（新規登録者数）を9,000人にします。

平成26年度：4,331人



■学校図書館連携事業「図書館へ行こう!」

基本政策 3 生涯スポーツの推進

■プラン3-1 総合型地域スポーツクラブの拡充

健康的で豊かな生活を送るためには、身近な所で気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要となります。

そのため、幅広い世代の人々が、それぞれの関心や技能に応じて様々なスポーツに親しむことのできる機能を持ち、地域住民自らが主体となって運営する総合型地域スポーツクラブを拡充する必要があります。

- ① 新たな総合型地域スポーツクラブ設立及び運営の支援
- ② 地域におけるクラブを運営する指導者育成研修の支援

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】総合型地域スポーツクラブの拡充

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

総合型地域スポーツクラブを6クラブにします。

平成26年度：4クラブ

■プラン3-2 競技力向上の推進

本市の選手やチームが国際大会や全国大会で活躍することは市民にとって誇りであり、スポーツへの関心や意欲を高めます。

そのため、競技者を支える環境づくりに取り組み、競技力の向上を推進する必要があります。

- ① トップアスリートや一流講師を招へいした指導者育成
- ② スポーツ指導者養成講習会の活動支援
- ③ 全国大会の出場者等に対するスポーツ顕彰制度の充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

国際・全国大会出場件数を 170 件にします。
平成 26 年度：151 件

■プラン3-3 スポーツ施設の計画的な改修・整備

健康志向の高まりから、ウォーキングやジョギングなど健康・体力づくりに役立つ手軽なスポーツを日常的に楽しみたいと考える市民が増えています。

そのため、高齢者や障害者も積極的にスポーツを行うことができるような、いつでもどこでも誰でも気軽にスポーツを楽しめる安全で快適なスポーツ施設の計画的な改修・整備を推進していく必要があります。

- ① 豊橋総合スポーツ公園の整備
- ② 陸上競技場スタンドをはじめ、地区体育館、地域スポーツ広場等も含めたスポーツ施設の計画的な整備・改修

※第 5 次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】陸上競技場の整備

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

陸上競技場スタンドの改修・整備の進捗率を 100%にします。
平成 26 年度：基本設計の実施

■プラン3-4 ハイレベルな試合の誘致・開催

プロスポーツや国際・全国規模のハイレベルな試合の開催は、間近で観戦する人々に感動を与え、競技への関心や向上心を喚起させるとともに、地域の活性化にもつながります。

そのため、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてスポーツへの関心がより高まっていく中で、合宿を含めたハイレベルな試合の誘致を行うほか、総合体育館をホームアリーナとする地元プロバスケットボールチーム「浜松・東三河フェニックス」と連携したスポーツ振興事業を展開する必要があります。

- ① ハイレベルな試合・合宿の誘致
※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画
【選ばれるまち豊橋プロジェクト】オリンピック・パラリンピックの応援を通じた
PR活動の展開
- ② プロバスケットボールチーム「浜松・東三河フェニックス」と連携したスポーツ振興

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

ハイレベルな試合の誘致数（開催数）を20回にします。

平成26年度：8回（bjリーグ3・日本女子ソフトボール1・車椅子バスケット1・Wリーグ1・プロ野球2）



■穂の国・豊橋ハーフマラソン

基本政策 4 子ども・若者の健全育成

■プラン4-1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実

子ども・若者が、他人を思いやる心やいのちを大切にすることを育み、困難に立ち向かい未来を切り開き、将来社会で自立して生きていけるよう、地域と連携した支援を行うことが大切です。

そのためには、子ども・若者との多様な活動・交流の機会をつくる青少年健全育成会の活動や、青少年団体等が行う社会貢献活動のほか、スポーツ・文化活動を推進する必要があります。また、家庭の意義や役割の重要性を伝えるとともに、家庭、地域、学校、関係機関等が協力し、子ども・若者を地域で見守る意識を高め、いじめや非行などの防止に取り組む必要があります。

- ① 地域の健全育成会、家庭、学校が協力した社会貢献活動やスポーツ・文化活動等の推進
- ② 家庭教育の重要性についての意識を高める「家庭の日」の運動の推進
- ③ 少年愛護センターが中心となり、地域、学校、警察等関係機関が連携した非行防止に向けた地域合同補導の実施

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

地域の健全育成活動等の参加者数を 150,000 人にします。

平成 26 年度 : 138,159 人

■プラン4-2 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実

不登校に悩む子ども、ニートやひきこもりの若者など、社会生活への適応に困難を抱える子ども・若者については、再び自立の力を取り戻し、本人の目指す社会生活へつなぎ直すことが求められています。さらに、児童虐待や子どもの貧困への対応においてもセーフティネットを機能させることが求められています。

そのためには、こうした子ども・若者への早期対応を行い、家庭・地域・学

校・関係機関等と連携し、本人の自立に向けた包括的な支援を行う必要があります。

- ① 「子ども・若者支援地域協議会」において民間支援団体や関係機関等と情報を交換し、一人ひとりの状況やライフステージに応じた相談や、自立に向けた子ども・若者本人及びその家族への支援の充実
- ② 家庭、地域、学校、関係機関等との連携による子ども・若者総合相談窓口の活用の促進
- ③ 児童虐待の未然防止に向けた要保護児童対策ネットワーク協議会内での情報共有の強化

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

課題解決に結びつけた相談件数を 190 件にします。

平成 26 年度：145 件

■プラン4-3 放課後児童の居場所づくりの推進

核家族化、都市化の進展や女性の社会進出などによる子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安全で健やかに育まれる居場所を確保する必要があります。

また、子どもへの様々な体験・交流活動の機会を提供し、子どもが安心して過ごすことのできる環境をつくる必要があります。

- ① 子どもが、放課後に安全・安心に過ごすことができる環境の確保

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【しあわせファミリープロジェクト】放課後児童クラブの拡充

- ② 地域の人材を活用した地域ぐるみの子育て支援の推進
- ③ 一体型・連携型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を新規に 10 か所設置します。

平成 26 年度：0 か所

基本政策 5 芸術文化の振興

■プラン5-1 プラットを核とした芸術文化の展開

市民が身近に優れた芸術文化に出会い、高い芸術性に触れる機会を設けることで、芸術文化の裾野の拡大を図る必要があります。

そして、平成 25 年に開館した穂の国とよはし芸術劇場「プラット」では、上質な演劇、舞踊、音楽などの作品を創造し、その作品を地域の芸術文化の魅力として、国内外に発信することを目指します。

さらに、芸術文化は、広く社会への波及力を有しており、その創造力を活用して地域の課題を解決していくことも可能です。そのため、教育、福祉、観光・産業等、幅広い領域への波及効果を視野に入れ、各領域の関係機関と連携・協力して施策を展開する必要があります。

- ① 演劇、舞踊、音楽、美術などの各分野における国内外の優れた作品の招へいによる鑑賞機会の充実
- ② 市民参加型の舞台芸術公演や芸術文化体験、芸術家を一定期間滞在させて創造活動させる事業（アーティスト・イン・レジデンス）の実施
- ③ 学校教育と連携・協力した小中学校向けの演劇、舞踊、音楽などの公演鑑賞事業やワークショップの開催

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

小中学校向けのワークショップ事業などを行う「文化がみえるまちづくり事業」の参加者数を 2,600 人にします。

平成 26 年度： 999 人

■プラン5-2 郷土芸術文化の普及・育成

郷土ゆかりの芸術文化に親しむことは、知識や関心を深めるだけでなく、心を豊かにし、郷土愛を育て、地域における芸術文化の継承と発展に大きな役割を果たします。展示活動と普及事業の両面から愛好者の裾野の拡大を図り、次代の芸術文化創造の担い手を育成していく必要があります。

- ① 郷土ゆかりの美術や歴史を紹介する企画展・常設展等の充実
- ② 講演会や講座、ギャラリートーク、ワークショップ等の開催
- ③ 美術博物館資料の適正な保存・展示のための施設改修
- ④ ファシリテーター（ワークショップの進行役）養成講座の開催

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

郷土ゆかりの美術や歴史を紹介する企画展・常設展等の入場者数を 46,000 人にします。

平成 26 年度 : 38,985 人

■プラン5-3 子どもが優れた芸術文化に接する機会の提供

芸術に親しむことは、他者の異なる価値観を享受し、自らも思考し創造することにつながる大切なことです。幅広い芸術分野において、鑑賞・創作・参加といった体験が、生涯にわたって芸術文化に親しむ素養をつくるため、子どもが優れた芸術文化に接する機会を提供する必要があります。

- ① 小中学校の授業や部活動など、学校教育と連携した鑑賞支援の実施
- ② 家庭教育の一環として親子で参加できる普及プログラムの実施
- ③ アーティストを講師とする「ほんもの体験ワークショップ」の開催

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【未来に羽ばたく人づくりプロジェクト】文化芸術体験の充実

- ④ 一流の指導者による演奏指導後にコンサートを開催する「オーケストラキャンプ」*の実施

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

美術博物館の企画展の子ども入場者数を 3,500 人にします。

平成 26 年度 : 3,250 人

基本政策 6 科学教育の振興

■プラン6-1 体験型科学教育の推進

科学教育の推進のためには、自然の成り立ちや自然の仕組みを探究する心を育むことが重要です。博物館資料や科学実験など、ほんものに触れる体験を通し、子どもが主体的に自然科学を学ぶことができるように、教育普及活動を実施していく必要があります。

- ① 企画展やイベントなどを通じた教育普及活動の実施と「少年少女発明クラブ」への支援
- ② 小中学校及び高等学校等に対する科学教育プログラム* の開発支援
- ③ 出前授業、実験ショー等、子どもが自然科学を学ぶ機会としての体験型学習の実施
- ④ 魅力的な展示や教育環境の計画的な整備・充実

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

出前授業(自然史博物館)の参加者数を1,800人にします。

平成26年度：1,469人

実験ショーの参加者数を4,500人にします。

平成26年度：4,139人

■プラン6-2 二川地域の社会教育施設との連携による科学教育事業の推進

自然科学を一体的に学ぶことができるように、自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センター、動植物公園が連携を強化する必要があります。

また、科学・文化を学ぶことができる生涯学習の拠点地区を目指し、二川地域の社会教育施設と連携する必要があります。

- ① 自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センター、動植物公園が連携して行う科学教育プログラムの開発
- ② 二川地区の社会教育施設を巡る「二川ぐるっとスタンプラリー」の実施
- ③ 大学や企業等との連携による博物館資料の収集・調査研究等の推進

◆◆ 取組みの目標 ◆◆

「二川ぐるっとスタンプラリー」の参加者数を 5,000 人にします。

平成 26 年度：4,139 人



■ 恐竜を見ながらのミュージアムコンサート

基本政策 7 文化財の保護と歴史の継承

■プラン7-1 地域と一体となった二川宿のPR行事の開催

改修復原工事を終えた商家「駒屋」を一般公開し、二川宿本陣・旅籠屋「清明屋」とあわせ、二川宿を全国へ情報発信するための各種行事に取り組んでいきます。また、景観形成地区に指定されている二川地区の拠点施設として更なる活用を図るとともに、自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センター、動植物公園との連携を進めていく必要があります。

- ① 商家「駒屋」の運営や「大名行列」等、地域と一体となった行事の開催

※第5次豊橋市総合計画後期基本計画における戦略計画

【選ばれるまち豊橋プロジェクト】

東海道二川宿の魅力の発信

- ② 商家「駒屋」と二川宿本陣・旅籠屋「清明屋」を二川地区の景観整備の核として活用



■一般公開を始めた市指定文化財の商家「駒屋」

◇◆ 取組みの目標 ◆◇

二川宿を中心に開催する行事への参加者数を 40,000 人にします。

平成 26 年度：26,000 人

■プラン7-2 文化財保護に伴う普及活動の充実

文化財を守り、次世代に継承するには行政の取組みだけではなく、市民の文化財の保護に対する理解と協力は欠かすことができません。

そのために、市民が、文化財に親しみ理解する機会をより充実させ、市民の文化財保護意識を高める必要があります。また、文化財を保護・継承するため、地域コミュニティと連携する必要があります。

- ① 講座や講演会などを通じた文化財についての普及活動の継続的な実施
- ② 文化財を間近に見ることができる遺跡発掘調査の見学会や、天然記念物の観察会の実施
- ③ 学校を対象にした出前授業や体験学習の実施
- ④ 文化財を保護・継承する地域コミュニティ活動の促進
- ⑤ 文化財保護活動に関わるボランティア活動の促進


◆◆ 取組みの目標 ◆◆

天然記念物観察会の参加者数を 150 人にします。

平成 26 年度：126 人



■出前授業で実施した「土器の野焼き体験」



第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制

教育に関する施策は、子育て支援、福祉、健康、文化、産業などの各分野と深く関連するため、関係部局との連携体制で施策を総合的かつ計画的に推進します。

施策の推進にあたっては、取組みの成果向上を図るため、学校、家庭、地域、行政機関、企業、ボランティア団体など関係者との十分な連携・協働に努めます。

2 効果の検証

本計画の効果の検証は、本市がこれまでに取り組んできた行政評価の仕組みを活用するとともに、あらかじめ設定した指標をもとに進捗状況を検証します。

さらに、検証した結果に基づき、個々の事業について毎年、必要な見直しと改善（PDCAの展開）を行います。

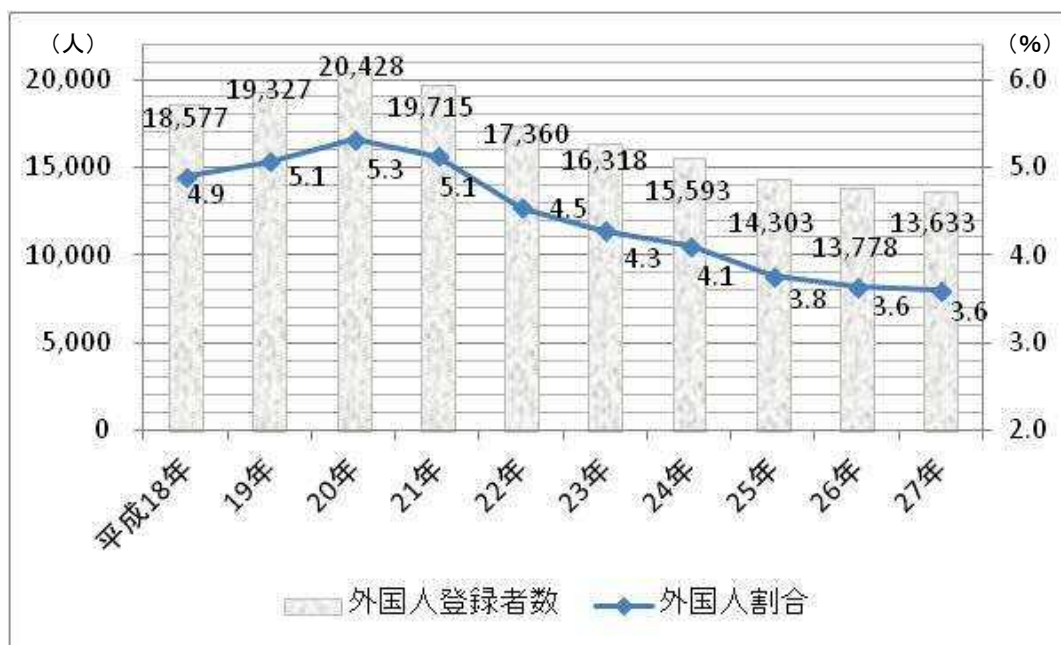
資料編

I 豊橋市の基本データ

1 総人口及び外国人登録者数の推移

項目	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
総人口(人)	379,484	381,656	383,945	384,431	382,491	381,631	380,538	379,678	378,905	378,334
うち外国人登録者数(人)	18,577	19,327	20,428	19,715	17,360	16,318	15,593	14,303	13,778	13,633
外国人割合(%)	4.9	5.1	5.3	5.1	4.5	4.3	4.1	3.8	3.6	3.6

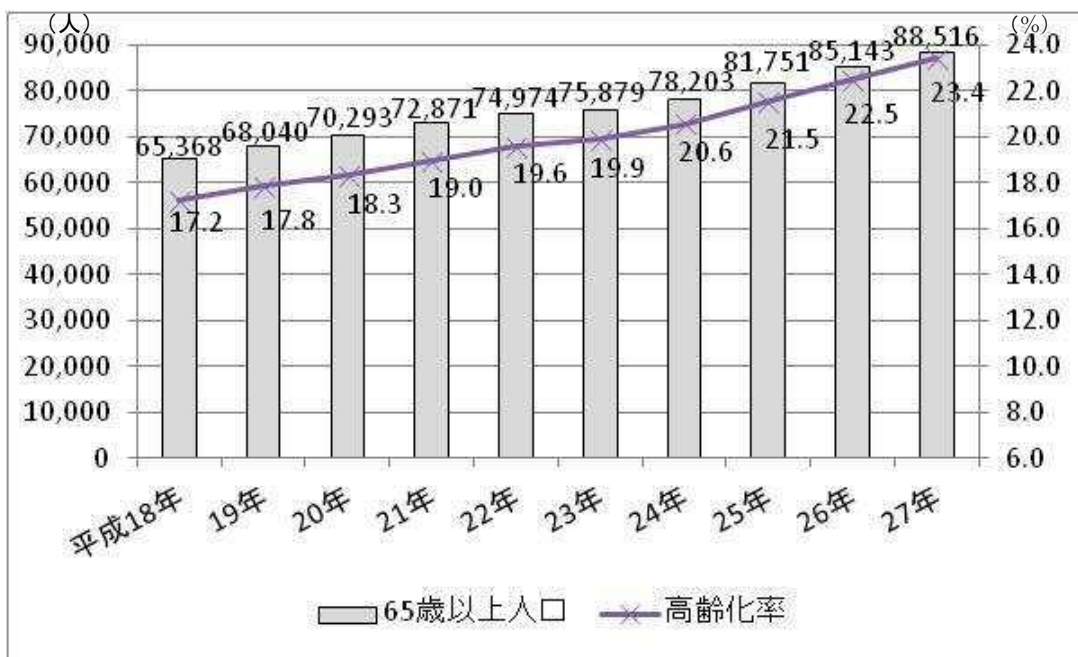
外国人登録者数



各年4月1日現在

2 65歳以上人口及び高齢化率の推移

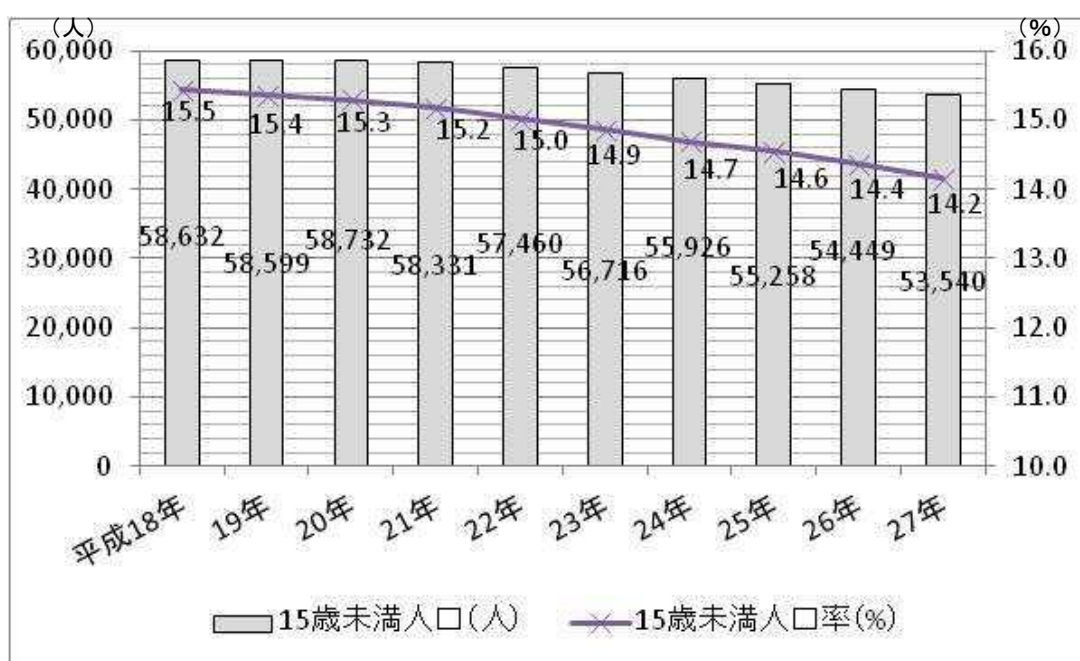
項目	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総人口(人)	379,484	381,656	383,945	384,431	382,491	381,631	380,538	379,678	378,905	378,334
65歳以上人口 (人)	65,368	68,040	70,293	72,871	74,974	75,879	78,203	81,751	85,143	88,516
高齢化率(%)	17.2	17.8	18.3	19.0	19.6	19.9	20.6	21.5	22.5	23.4



各年4月1日現在

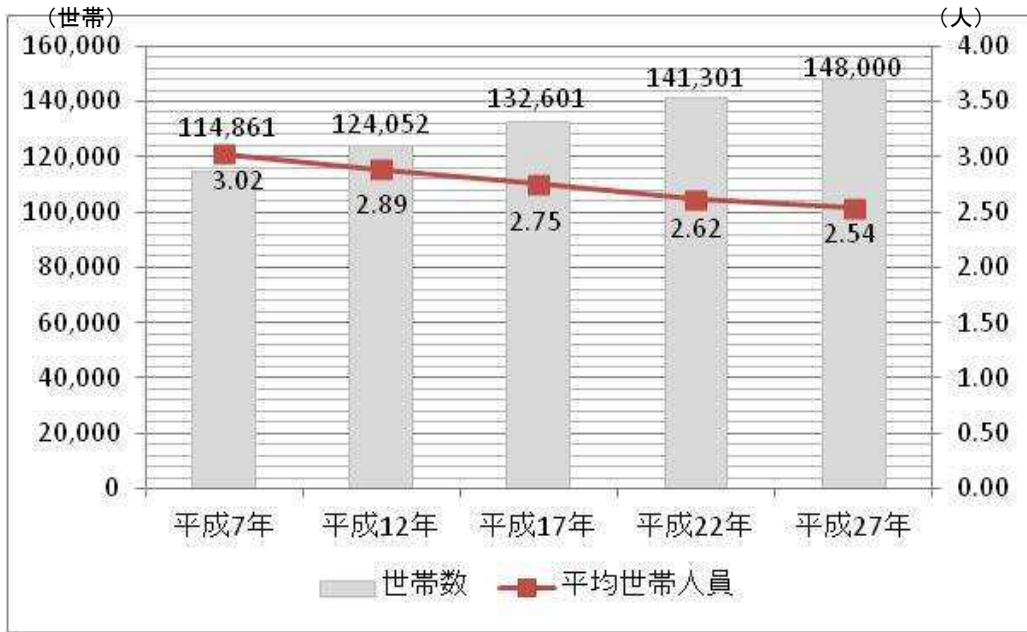
3 15歳未満人口及び15歳未満人口率の推移

項目	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総人口(人)	379,484	381,656	383,945	384,431	382,491	381,631	380,538	379,678	378,905	378,334
15歳未満人口(人)	58,632	58,599	58,732	58,331	57,460	56,716	55,926	55,258	54,449	53,540
15歳未満人口率(%)	15.5	15.4	15.3	15.2	15.0	14.9	14.7	14.6	14.4	14.2



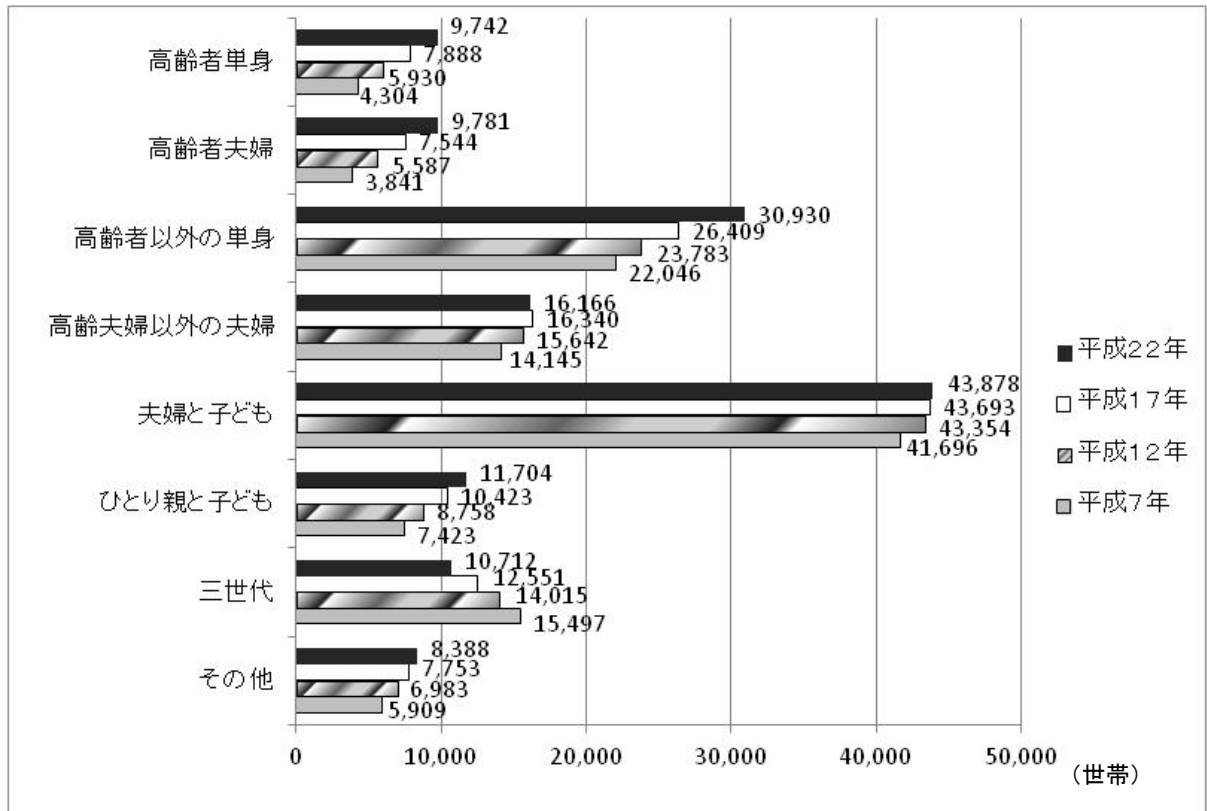
各年4月1日現在

4 世帯数と平均世帯人員の推移



出典：総務省「国勢調査」（平成27年は豊橋市の推定値。各年10月1日現在）

5 世帯類型別世帯数の構成



出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

Ⅱ 政策別データ

1 学校教育の推進

(1) 保育所の概況

(人)

区分		年度	平成18年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
保育所数(所)			55	55	55	55	57	57	57	57	57	50
児童数	総数		8,752	8,707	8,539	8,383	8,405	8,472	8,583	8,726	8,661	7,518
	3歳未満		2,281	2,289	2,171	2,264	2,363	2,478	2,485	2,593	2,622	2,260
	3歳児		2,049	2,042	2,048	1,843	1,942	2,029	2,012	1,997	1,957	1,758
	4歳児		2,201	2,143	2,150	2,108	1,947	2,000	2,074	2,046	2,021	1,715
	5歳児		2,221	2,233	2,170	2,168	2,153	1,965	2,012	2,090	2,061	1,785
職員数	総数		930	921	906	933	969	972	972	972	975	861
	うち保育士数		748	736	726	754	782	784	786	786	789	698

各年度4月1日現在

(2) 幼稚園の概況

(人)

区分		年度	平成18年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
園数(園)			29	29	29	29	29	29	29	29	29	26
幼児数	総数		4,789	4,685	4,537	4,391	4,295	4,301	4,230	4,294	4,246	3,795
	3歳児		1,539	1,460	1,443	1,424	1,418	1,451	1,359	1,454	1,380	1,238
	4歳児		1,612	1,594	1,493	1,480	1,437	1,420	1,453	1,371	1,470	1,226
	5歳児		1,638	1,631	1,601	1,487	1,440	1,430	1,418	1,469	1,396	1,331
教員数			296	292	293	290	288	284	286	287	284	270

出典：愛知県「「あいちの学校統計」学校基本調査結果」(各年度5月1日現在)

(3) 認定こども園の概況 (人)

区分	年度	平成27年度
園数(園)		7
幼児数	総数	1,629
	3歳未満	380
	3歳児	424
	4歳児	422
	5歳児	403
保育教諭数		147

4月1日現在

(4) 小中学校の概況

(人)・学級数は(学級)

区分	年度	平成18年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
		公立小学校	学校数	52	52	52	52	52	52	52	52
公立小学校	学級数	819	828	851	848	847	836	820	810	801	803
		〈70〉	〈77〉	〈85〉	〈92〉	〈98〉	〈102〉	〈108〉	〈110〉	〈105〉	〈118〉
公立小学校	児童数	23,594	23,694	23,716	23,431	23,023	22,603	22,003	21,570	21,322	21,088
		〈251〉	〈276〉	〈312〉	〈339〉	〈360〉	〈385〉	〈387〉	〈386〉	〈364〉	〈372〉
公立小学校	教員数	1,186	1,214	1,200	1,194	1,190	1,252	1,053	1,042	1,027	1,026
公立中学校	学校数	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	学級数	330	335	343	366	366	375	368	368	370	368
		〈24〉	〈27〉	〈30〉	〈35〉	〈38〉	〈41〉	〈38〉	〈42〉	〈43〉	〈45〉
	生徒数	10,970	11,081	11,278	11,466	11,513	11,570	11,523	11,457	11,345	11,143
公立中学校	教員数	651	669	662	693	695	731	653	653	654	650
私立中学校	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	生徒数	257	257	241	231	217	215	211	214	201	201
	教員数	17	17	16	16	16	17	16	14	14	13

※ 〈 〉 は特別支援の学級数・児童生徒数(内数)。各年度5月1日現在

(5) 高等学校等の概況

(人)・学級数は(学級)

区分	年度	平成18年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
		市立豊橋高等学校	普通科(昼)	学級数	14	14	14	14	14	14	14	14
生徒数	419			445	454	484	496	497	490	486	483	481
普通科(夜)	学級数		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	生徒数		100	90	97	98	107	117	113	106	105	111
商業科(夜)	学級数		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	生徒数		102	93	95	87	100	110	114	107	111	101
計	学級数		22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	生徒数	621	628	646	669	703	724	717	699	699	693	
教員数		41	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
県立時習館	生徒数	1,003	958	954	962	964	964	963	956	959	957	
高等学校	教員数	56	54	54	53	57	58	59	59	59	59	
県立豊橋東	生徒数	961	960	959	958	959	958	955	960	995	1,001	
高等学校	教員数	56	56	57	57	58	58	58	59	62	62	
県立豊丘	生徒数	952	951	952	957	958	957	959	958	960	953	
高等学校	教員数	57	58	57	58	59	59	59	60	60	61	

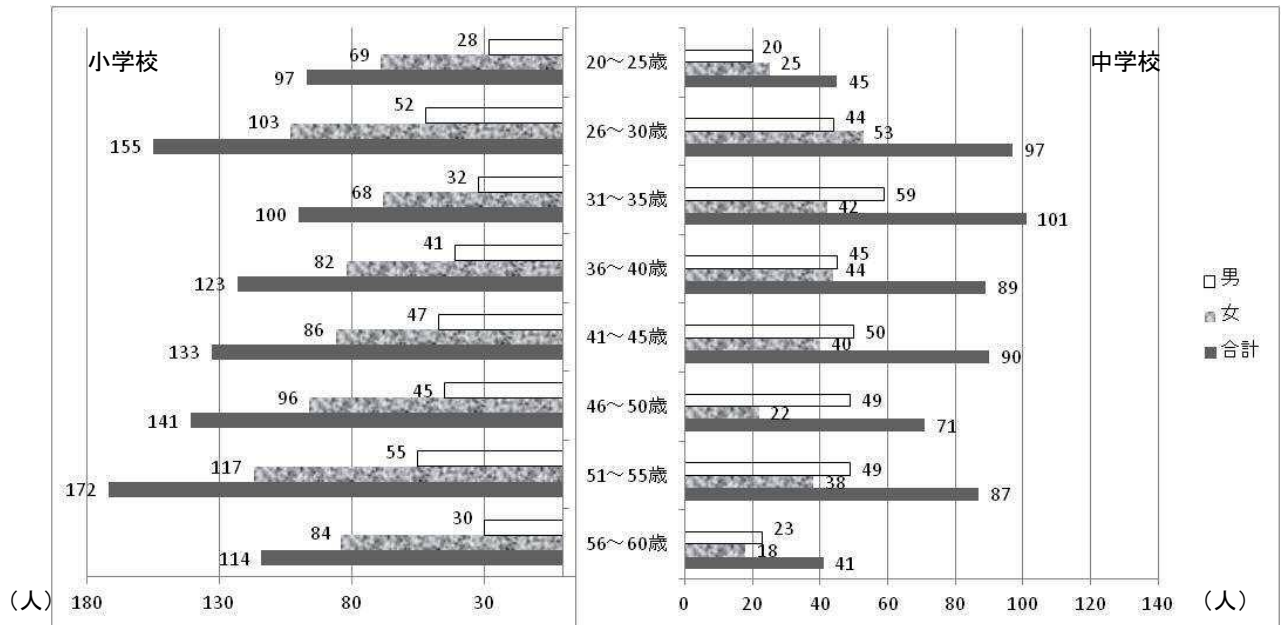
豊橋市教育振興基本計画【改訂版】

区分		年度	平成18年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
県立豊橋南	生徒数		874	834	872	916	960	955	948	952	948	956	
	高等学校	教員数	54	54	56	56	57	57	57	57	57	56	
県立豊橋西	生徒数		772	739	697	706	717	751	786	831	810	780	
	高等学校	教員数	49	49	48	46	46	49	51	53	54	57	
県立豊橋商業高 等学校	生徒数		831	831	832	835	836	833	831	831	835	833	
	高等学校	教員数	61	60	60	59	60	63	63	63	62	68	
県立豊橋工業高 等学校	生徒数		807	791	788	788	840	884	944	946	943	969	
	高等学校	教員数	98	87	89	92	94	95	97	99	97	97	
市立くすのき特別支援学校	小学部	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	
		児童数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	
	中学部	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	
		児童数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	65	
	高等部	一般 コース	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
			生徒数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57
		職業 コース	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
			生徒数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
	計	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42
		児童生徒数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	216
教員数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	
県立豊橋 聾学校	生徒数		84	84	82	87	85	87	83	76	68	69	
	高等学校	教員数	53	53	56	57	58	56	56	56	51	55	
県立豊橋 特別支援学校	生徒数		173	173	167	173	161	157	165	169	175	177	
	高等学校	教員数	98	98	103	106	102	101	102	107	111	116	
私立藤ノ花女子 高等学校	生徒数		1,085	1,079	1,006	1,032	986	1,074	1,067	1,069	1,032	1,052	
	高等学校	教員数	75	77	75	73	70	74	81	85	84	88	
私立桜丘高等学 校	生徒数		1,603	1,508	1,479	1,508	1,470	1,453	1,465	1,496	1,510	1,620	
	高等学校	教員数	97	94	96	94	91	88	88	87	83	74	
私立豊橋中央高 等学校	生徒数		942	916	852	840	836	836	845	814	778	785	
	高等学校	教員数	71	60	58	58	59	59	56	57	57	58	
市立家政 高等専修 学校	家政科	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		生徒数	92	101	91	109	114	120	115	111	111	108	
		教員数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	30	

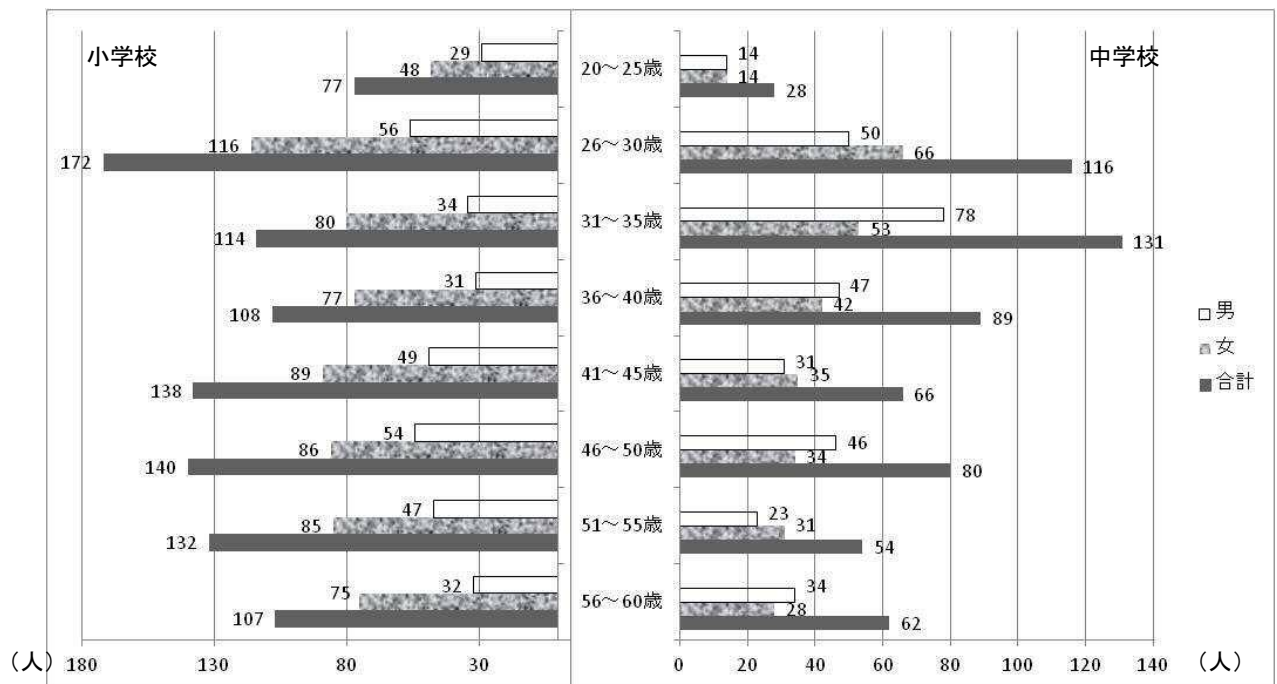
各年度5月1日現在

(6) 公立小中学校年齢別教員数の推移

【平成 23 年度】



【平成 27 年度】



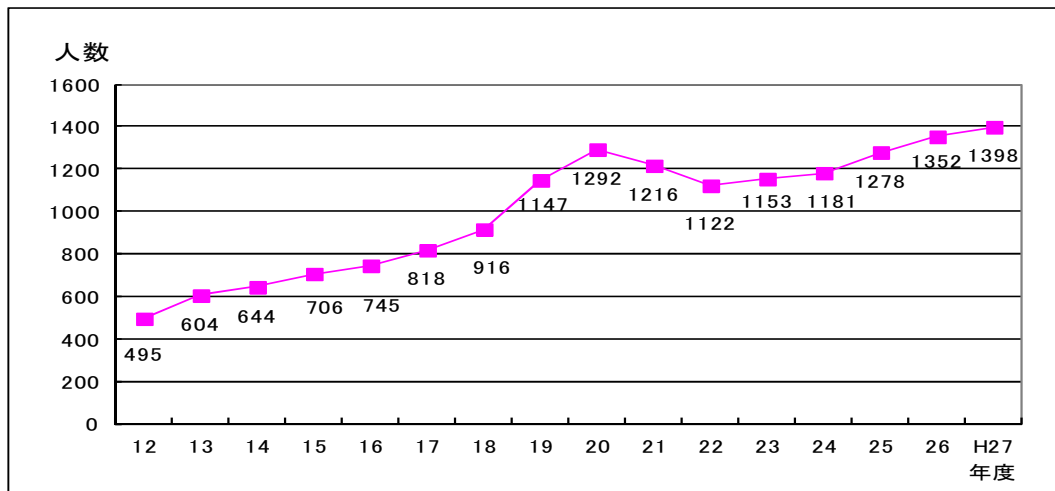
※校長・教頭・講師は含みません

出典：豊橋市立小中学校教員組合「2011年度・2015年度教育白書 豊橋の教育をすすめるために」

(7) 外国人児童生徒の推移

・在籍者数

(人)



・国籍別内訳

(人)

国名	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
外国籍	ブラジル	894	762	701	688	655	638	600
	ペルー	107	108	98	101	81	80	78
	中国	31	35	39	44	41	45	52
	フィリピン	95	117	129	155	155	174	196
	韓国	32	26	21	21	27	24	21
	その他	57	74	165	172	48	43	41
	合計	1,216	1,122	1,153	1,181	1,007	1,004	988
日本籍	データなし				271	348	410	
合計	1,216	1,122	1,153	1,181	1,278	1,352	1,398	

各年度 4 月現在

(8) 発達障害児童生徒の実態

(人)

区分	小学校			中学校			小中合計		
	医師の診断		合計	医師の診断		合計	医師の診断		合計
	あり	なし		あり	なし		あり	なし	
平成 23 年度	429	554	983	209	122	331	638	676	1,314
平成 24 年度	414	656	1,070	194	165	359	608	821	1,429
平成 25 年度	428	706	1,134	218	137	355	646	843	1,489
平成 26 年度	448	729	1,177	223	178	401	671	907	1,578
平成 27 年度	424	768	1,192	236	194	430	660	962	1,622

各年度 6 月現在

(9) 生活保護実施状況(月平均世帯数)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
生活扶助(世帯)	1,542	1,666	1,687	1,683
総世帯数(世帯)	141,424	142,332	141,329	142,282
割合(%)	1.09	1.17	1.19	1.18

(10) 児童生徒の不登校出現率

区分	豊橋市			愛知県			全国			
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	
平成 22 年度	不登校(人)	105	409	514	1,676	6,211	7,887	22,463	97,255	119,718
	児童生徒(人)	23,023	11,513	34,536	435,821	215,822	651,643	6,993,376	3,558,166	10,551,542
	出現率(%)	0.46	3.55	1.49	0.38	2.88	1.21	0.32	2.73	1.13
平成 23 年度	不登校(人)	105	426	531	1,787	6,232	8,019	22,622	94,637	117,259
	児童生徒(人)	22,603	11,570	34,173	430,770	219,695	650,465	6,887,292	3,573,821	10,461,113
	出現率(%)	0.46	3.68	1.55	0.41	2.84	1.23	0.33	2.65	1.12
平成 24 年度	不登校(人)	108	392	500	1,655	6,111	7,766	21,243	91,249	112,492
	児童生徒(人)	22,003	11,523	33,526	423,742	220,898	644,640	6,764,619	3,552,663	10,317,282
	出現率(%)	0.49	3.40	1.49	0.39	2.77	1.20	0.31	2.57	1.09
平成 25 年度	不登校(人)	109	410	519	1,919	6,605	8,524	24,175	95,181	119,356
	児童生徒(人)	21,570	11,457	33,027	419,848	221,212	641,060	6,676,920	3,536,182	10,213,102
	出現率(%)	0.51	3.58	1.57	0.46	2.99	1.33	0.36	2.69	1.17
平成 26 年度	不登校(人)	109	385	494	2,057	6,894	8,951	25,866	97,036	122,902
	児童生徒(人)	21,322	11,345	32,667	415,182	216,944	632,126	6,543,114	3,465,245	10,008,359
	出現率(%)	0.51	3.39	1.51	0.50	3.18	1.42	0.40	2.80	1.23

(11) 小学生の体力

(%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校における「体力テスト」の結果、A判定(体力章)となる児童の割合	11.9	12.2	10.0

(12) 教育相談

(件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
教育会館の教育相談室での子どもや家庭に関する教育相談対応数	5,071	5,189	4,974	5,200

(13) 教員研修

(%)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
教員研修の事後アンケートで「とてもよかった」と回答した講座数割合	55.6	67.5

(14) 地域教育ボランティア

(人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域教育ボランティア活動に関わる人数	10,017	10,350	10,764	10,309

(15) 食育・食農教育

(回)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
食育・食農教育に関する学習機会の回数(栄養教諭等による給食指導、バイキング給食、とよはし産学校給食の日、地元農畜産物の体験学習等)	698	735	714	623

(16) 市立学校の卒業率

(%)

学校名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
豊橋高等学校	65.7	76.6	69.7	69.5
家政高等専修学校	87.5	85.0	85.0	87.5
2校の合計	68.8	77.8	71.8	72.1

(17) 市立学校の進学・就職率

(%)

学校名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
豊橋高等学校	60.5	59.4	56.3	60.2
家政高等専修学校	80.0	73.5	88.2	77.1
2校の合計	64.5	61.5	61.9	62.7

2 生涯学習の推進

(1) 市民館利用状況

(人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地区市民館	978,027	957,965	956,082	888,377	882,951
校区市民館	1,018,895	1,015,416	1,015,919	988,053	1,024,652

(2) 青少年教育施設利用状況

(人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
少年自然の家	10,464	10,581	11,306	10,695	9,277
青少年センター	18,799	63,482	70,081	62,991	58,989
中央青年の家	34,984				
児童文化センター	4,697			※青少年センターに統合	
神田ふれあいセンター	3,271	2,164	2,157	2,524	2,972
江比間野外活動センター	2,593	2,149	2,400	1,738	1,078
野外教育センター	3,914	3,729	4,477	4,881	5,142
合 計	78,722	82,105	90,421	82,829	77,458

(3) 地域の教育活動事業

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域の教育活動事業(土曜日を活用した子どもの体験学習、指導的立場となる人材育成の講座など)への参加者数	27,450	25,579	22,825	24,464

(4) 家庭教育事業

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家庭教育事業参加者数	4,378	3,647	3,936	4,426

(5) 図書館利用状況

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸出冊数(冊)	1,668,924	1,878,704	1,827,881	1,778,125	1,694,842
蔵書冊数(冊)	917,974	915,752	917,369	922,446	933,261
利用者数(人)	425,847	401,072	394,113	385,884	367,915

(6) 図書館入館者数等

(人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	680,955	703,507	669,564	638,866
新規登録者数	5,742	4,513	4,704	4,331
分室ネットワーク館利用者数	57,920	61,277	67,196	67,649

3 生涯スポーツの推進

(1) 週1回以上運動を行っている市民の割合 (%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
週1回以上運動を行っている市民の割合	—	—	35.5	34.2

(2) 体育施設等利用状況 (人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校施設	1,325,330	1,269,063	1,239,873	1,207,261	1,193,593
体育施設	1,297,935	1,304,232	1,323,228	1,333,511	1,449,769
合計	2,623,265	2,573,295	2,563,101	2,540,772	2,643,362

(3) スポーツ指導者の養成 (人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ指導者養成のための研修会・講習会参加人数	756	968	916	918

(4) 総合型地域スポーツクラブ (クラブ)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総合型地域スポーツクラブ数	4	4	4	4

(5) 国際・全国大会出場状況 (件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国際・全国大会出場件数	131	124	142	151

(6) ハイレベルな試合誘致数 (回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ハイレベルな試合の誘致数 (開催数)	6	7	8	8

4 子ども・若者の健全育成

(1) 非行防止啓発活動

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
非行防止啓発活動参加者数	4,262	3,974	3,620	4,505

(2) 相談事業

(件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
子ども・若者総合相談窓口対応件数	1,171	1,614	1,371	1,914
課題解決に結びつけた相談件数	80	106	131	145

(3) 児童クラブ数・児童クラブ登録児童数

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童クラブ数 (か所)	59	63	65	65	67	74
登録児童数(人)	2,281	2,276	2,261	2,308	2,422	2,703

各年度 4 月 1 日現在

5 芸術文化の振興

(1) 文化施設利用者数 (人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者	400,075	404,636	743,017	790,199

(2) 芸術文化に関する普及・育成事業参加者数 (人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加者数	-	5,384	6,543	7,268

(3) 美術博物館利用状況 (人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
企画展	75,677	58,119	89,489	79,029	78,251
共催展	5,513	8,673	6,155	8,906	13,802
一般展	112,441	109,960	124,862	118,611	92,352
合計	193,631	176,752	220,506	206,546	184,405

(4) 美術博物館への各種入場者数 (人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
郷土ゆかりの美術 や歴史を紹介する 企画展・常設展等の 入場者数	35,025	36,929	43,488	38,985
企画展への子ども の入場者数	1,720	2,018	4,379	3,250

6 科学教育の振興

(1) 自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの利用状況 (人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自然史博物館	524,370	548,985	562,344	540,014	536,613
地下資源館・視聴覚教育センター	121,763	105,287	99,706	90,362	96,234
計	646,133	654,272	662,050	630,376	632,847

(2) 自然史博物館、地下資源館・視聴覚教育センターの教育普及活動(学習教室等)の参加者数 (人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自然史博物館	2,802	2,913	3,017	3,315	2,612
地下資源館 視聴覚教育センター	11,248	11,386	10,692	10,542	11,584
計	14,050	14,299	13,709	13,857	14,196

(3) 出前授業・実験ショーの参加者数 (人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
出前授業(自然史博物館)	1,601	1,754	2,045	1,469
実験ショー	5,191	4,617	3,987	4,139

(4) 二川地域の社会教育施設の利用者数 (人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
「二川ぐるっとスタンプラリー」の参加者数	2,765	3,713	3,793	4,139

7 文化財の保護と歴史の継承

(1) 二川宿本陣資料館入館利用状況 (人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	35,120	38,992	32,675	35,860	35,064

(2) 文化財保護活動等参加者数 (人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二川宿を中心に開催する行事への参加者	20,000	23,000	22,000	26,000
文化財関連学習プログラム等の参加者	1,739	1,152	2,358	2,681
天然記念物観察会の参加者数	124	100	173	126

(3) 指定・登録文化財件数 (件)

区分		国指定	国登録	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	2	7	1	5	15	
	美術工芸	絵画	4		3	17	24
		彫刻	5		3	10	18
		工芸品	1		1	12	14
		書跡・典籍・古文書	3			11	14
		考古資料	2		1	2	5
	歴史資料				3	3	
小計	17	7	9	60	93		
無形文化財	芸能					0	
	工芸技術					0	
民俗文化財	有形民俗文化財			1	1	2	
	無形民俗文化財	1			3	4	
記念物	史跡	2		3	8	13	
	名勝					0	
	天然記念物	1		3	6	10	
伝統的建造物群保存地区						0	
合計		21	7	16	78	122	

平成 27 年 9 月 1 日現在

Ⅲ 用語の説明、関係法令ほか

1 用語の説明

【あ行】	アクティブ ラーニング	教員による一方的な講義形式とは異なり、児童生徒の能動的な参加方式を取り入れた学習法の総称。グループディスカッションはその代表例である。
	ESD	児童生徒一人ひとりが環境、貧困、人権、平和といった現代社会の課題に対して、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、児童生徒一人ひとりを育成する教育活動のこと。また、ユネスコスクールは、ESDの推進拠点としての位置づけであり、豊橋市では小中学校全74校が加盟している。
	一体型・連携型 の放課後児童ク ラブ及び放課後 子ども教室	【放課後児童クラブ】 【放課後子ども教室】参照 一か所で子ども教室の取組みと児童クラブ事業を行う一体型と子ども教室の活動場所に他の場所にある児童クラブの児童が参加する連携型がある。
	オーケストラ キャンプ	一流のプロが講師として、中高生を対象にオーケストラの指導を集中的に行う研修会。演奏指導を行った後に、ジョイントコンサートを開催している。
【か行】	外国人児童生徒 教育相談員	外国人児童生徒の日本語指導補助を行う嘱託員。日本語教育相談員とバイリンガル相談員で構成される。
	科学教育 プログラム	生物、地学、化学、物理などの自然科学各分野に関する授業、実験などの具体的な実例プランの総称。
	学習指導要領	各教科等で学ぶ内容を定めたもの。学校教育法を根拠とし概ね10年ごとに改訂されている。

学校評価	校長の重点努力目標に対する自校教職員による「自己評価」、保護者や地域住民による「学校関係者評価」、学校訪問時に教育委員会が行う「第三者評価」の3種類を総合的に評価したものの。
キャリア教育	社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養い、社会人・職業人として自立していくことができるようにする生き方教育。
くすのき 相談センター	豊橋市立くすのき特別支援学校の中にあり、特別支援教育における授業づくりの支援や教材開発など、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校及び高等学校に対するセンター的機能を果たす役割を担う。
グローバル教育	世界を舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図ることを目的とした地球的課題の理解と解決のための教育。
子ども・若者 総合相談窓口	ニート、不登校、非行、就労、発達障害など、子ども・若者及びその保護者が抱える悩みなどの相談窓口。青少年センター内に設置されている。
子ども・若者 支援地域協議会	ニート、ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者に、教育、福祉、保健、医療、雇用その他の各分野の支援を総合的に実施することにより、就学や就業など自立した社会生活を営むことを目的に平成22年11月に設置。
【さ行】 持続可能な社会	「ESD」参照
シティプロモーション	豊橋市の魅力を地域内外に発信し、より多くの人々に対し、豊橋市に関心をもってもらい、選んでもらう活動。
授業・学習 支援センター	子どもの調べ学習や知る喜び、学ぶ楽しさを伝える教師の授業づくりを支援する機能があり、学校の要請により、図書資料の選書と提供及び指導・助言を行う。

小中一貫「英会話」カリキュラム 英会話のできる豊橋っ子を育成するために、全国に先駆け小学校3年生から中学校3年生までの7年間にわたって「英会話」の授業で扱う題材や活動を見童生徒の発達段階に応じて系統的に配置した一貫性のある教育カリキュラム。

小中一貫教育 小学校と中学校の縦のつながりを重視した一貫性のある教育。豊橋市では、前芝小学校と前芝中学校が、平成28年度から「施設併設型」の小中一貫校となる。

小中高連携教育推進協議会 豊橋市内の小学校・中学校及び高等学校における教育活動の連携と系統化を図り、子どもたちの生きる力を育成することを目的として、豊橋市教育委員会が平成20年度末に発足した協議会のこと。下部組織に「英語教育」、「理科学教育」、「特別支援教育」、「情報モラル教育」の4分科会を設置している。

少年少女発明クラブ 小学3年から6年生までの科学技術に関心をもつ子どもたちが、楽しみながら、ものづくりに取り組む体験活動の場。平成19年度に設立。

情報モラル 「情報化社会で適正な行動を行うための基になる考え方と態度」のこと。人権や知的財産権など自他の権利の尊重や危険回避など、情報化社会での行動に責任を持つ教育が求められている。

食農教育 食糧を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する教育。生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験する教育。



■児童による田植え体験

スクールソーシャルワーカー 家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する役割を担う者。いじめや不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題が山積み問題が深刻化するなかで、スクールソーシャルワーカーに寄せられる期待は非常に大きいと言われている。

**スタート
カリキュラム** 「小1プロブレム」など、学校生活への適応が難しい児童の割合が増えていることを受け、幼児教育から小学校への円滑な接続を大切にした入学当初のカリキュラム。

**総合型地域
スポーツクラブ** 子どもから高齢者まで、それぞれの志向やレベルにあわせて様々なスポーツに親しむことができる地域密着型のスポーツクラブ。地域住民により自主的・主体的に運営されている。



■東陽いきいきスポーツクラブ

総合教育会議 教育委員会制度改革によって、平成 27 年4月から、各地方公共団体に設置された首長と教育委員で構成された会議体のこと。両者が対等な立場で協議・調整を行うことにより教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能となる。

【た行】 地域教育ボランティア制度 子どもの教育環境を充実させることを目的として、地域住民が学校の教育活動にボランティアとしてかかわっていく仕組み。学校と地域を結ぶコーディネーターの養成が急務となっている。

地域コミュニティ 住民同士の連携や交流が行われている地域の共同体。

【な行】 ニュースポーツ 「ニュー コンセプチュアル スポーツ」の略。競うことよりも楽しむことを目的として新しく考案された、または新しく日本に紹介されたスポーツのこと。スポーツ吹矢、スラックライン、ダーツ、グラウンド・ゴルフ、スポーツチャンバラ等がある。

【は行】 PDCA サイクル 業務管理手法の1つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもの。教育分野においても重要なシステムとして、学校経営に生かされている。

放課後子ども教室 小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行う場所。



■放課後子ども教室（岩田）

放課後児童クラブ 仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として設置されたクラブで公営と民営がある。

【や行】 ユネスコ スクール 「ESD」参照

幼保小 幼稚園・保育園・小学校の頭文字。本市では「幼保小連携」などひとつの用語として長年愛用している。この表現の中には、近年設置された認定こども園も含まれている。

【ら行】 ライフスキル 教育プログラム 自己肯定感、責任感、自他を大切にする心など、日常生活や将来を見据えた社会生活に順応できる力を、他者との関わりの中で育てる教育カリキュラム。

ライフステージ 年齢や心身の発達に応じて変化する段階のこと。教育分野では、子どもに自律心、責任感、社会貢献へのスキル等を身に付けさせる場合に系統的に組み立てられた仕組みのことを指す。

2 関係法令

本計画は、教育基本法第十七条第2項の規定にある計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条第1項の規定にある点検及び評価は、本計画の「指標」及び「取組みの目標」の進捗状況を考慮して行う行政評価により実施するものである。

(1) 教育基本法

【関係分抜粋】

[平成十八年十二月二十二日法律第百二十号]

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

【関係分抜粋】

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議設置要綱

(目的)

第1条 豊橋市教育委員会は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、豊橋市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を平成23年3月に策定し、基本計画の推進を図っているが、基本計画には、計画の期間の前半終了時にあたる平成27年度末をめどに内容の見直しを行うとあることから、基本計画の中間見直しを行い、基本計画改訂版を策定するため、豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画改訂版の策定に関すること。
- (2) 基本計画改訂版の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他改訂版策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表1に掲げる職にある者又は団体の推薦を受けた者を委員として組織する。

(任期)

第4条 策定会議の委員の任期は、委嘱又は任命の日から策定会議の目的達成の日までとする。ただし、委員が任期の途中で所属機関、団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の任期を引き継ぐものとする。

(会長等)

第5条 策定会議には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 策定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 策定会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の構成員以外のものを策定会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 策定会議の下に、基本計画改訂版の原案作成のため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表1

所属団体名・役職名
豊橋市立小中学校長会
豊橋市社会教育審議会
豊橋市学校保健会
豊橋市生涯スポーツ推進市民会議
豊橋市図書館協議会
豊橋市美術博物館協議会
豊橋市自然史博物館協議会
豊橋市内高等学校
豊橋市幼稚園協会
豊橋市保育協会
豊橋市小中学校PTA連絡協議会
豊橋市自治連合会
豊橋市教育委員会教育部長
豊橋市企画部長
豊橋市文化市民部長
豊橋市福祉部長兼福祉事務所長
豊橋市こども未来部長兼福祉事務所副所長
豊橋市健康部長兼保健所長
豊橋市環境部長
豊橋市産業部長
豊橋市都市計画部長
豊橋市総合動植物公園部長

別表 2

役職名
豊橋市教育委員会教育部次長
教育部 教育政策課長
教育部 学校教育課長
教育部 保健給食課長
教育部 生涯学習課長
教育部 スポーツ課長
教育部 図書館長
教育部 美術博物館副館長
教育部 科学教育センター所長
企画部 政策企画課長
文化市民部 文化課長
文化市民部 市民協働推進課長
文化市民部 多文化共生・国際課長
福祉部 障害福祉課長
こども未来部 こども未来政策課長
こども未来部福祉事務所 こども家庭課長
こども未来部福祉事務所 保育課長
健康部 保健所 こども保健課長
健康部 こども発達センター事務長
環境部 環境政策課長
産業部 農業企画課長
都市計画部 都市計画課長
総合動植物公園部 自然史博物館事務長

豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議委員

団体名・役職	氏名	備考
豊橋市立小中学校長会の代表	◎宮崎 正道	豊橋市立南部中学校長
豊橋市社会教育審議会の代表	○杉原 興一	豊橋市校区社会教育委員会 連絡協議会顧問
豊橋市立小中学校長会の代表	河野 宏雄	豊橋市立松葉小学校長
豊橋市学校保健会副会長	奥村 貞美	豊橋市学校薬剤師会会長
豊橋市生涯スポーツ推進市民会議 委員長	後藤 勝正	豊橋創造大学大学院教授
豊橋市図書館協議会の代表	兼子 知子	豊橋市立大崎小学校長
豊橋市美術博物館協議会の代表	野寄 由美子	ファイナンシャルプランナー
豊橋市自然史博物館協議会の代表	大谷 順子	自然史博物館ボランティア 副代表
豊橋市内高等学校長の代表	川村 昌宏	愛知県立時習館高等学校長
豊橋市幼稚園協会会長	藤城 民男	希望が丘こども園長
豊橋保育園協会の代表	堀江 保久	野依保育園長
豊橋市小中学校PTA連絡協議会 の代表	高柳 由美子	老津小学校 PTA 女性部長
豊橋市自治連合会の代表	高井 鉄伸	大崎校区自治会長
企画部長	広田 哲明	
文化市民部長	永田 憲司	
福祉部長兼福祉事務所長	河合 亮二	
こども未来部長	吉原 郁仁	
健康部長兼保健所長	犬塚 君雄	
環境部長	稲葉 俊穂	
産業部長	加藤 修一	
都市計画部長	瀧川 雅弘	
総合動植物公園部長	平井 康博	
教育部長	加藤 喜康	

◎：会長 ○：副会長 【敬称略】

4 豊橋市教育振興基本計画改訂版策定経過

年 月 日	事 項
平成27年4月30日	教育委員会 定例会
5月14日	総合教育会議
5月20日	第1回豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議 ○改訂版策定の基本的な考え方について
5月28日	教育委員会 定例会
6月17日	第1回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
6月24日	第1回豊橋市教育振興基本計画改訂版幹事会
7月 7日	第2回豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議 ○前期総括と中間見直しの方向性について
7月13日	第2回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
7月23日	教育委員会 定例会
7月29日	総合教育会議
8月 5日	第3回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
8月24日	市議会福祉教育委員会 ○前期総括と中間見直しの方向性
8月25日	第4回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
8月27日	教育委員会 定例会
9月 4日	第5回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
9月11日	第2回豊橋市教育振興基本計画改訂版幹事会
9月28日	第3回豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議 ○計画素案について
10月 1日	第6回豊橋市教育振興基本計画改訂版作業部会
10月22日	教育委員会 定例会
11月 4日	第3回豊橋市教育振興基本計画改訂版幹事会
11月10日	総合教育会議
11月17日	第4回豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議 ○計画素案について
11月26日	教育委員会 定例会
12月25日	市議会福祉教育委員会 ○計画素案
平成28年1月15日～2月14日	パブリックコメント
2月22日	第5回豊橋市教育振興基本計画改訂版策定会議
2月24日	教育委員会 定例会

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制 100 周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成 18 年 12 月 18 日

愛知県豊橋市

豊橋市教育振興基本計画

平成 28 年 3 月

発行：豊橋市教育委員会

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1

TEL (0532) 51 - 2805



